

第 5 期 小郡市障がい福祉計画（案）

第 1 期 小郡市障がい児福祉計画（案）

平成 30 年 1 月

小郡市

目次

第1章 第5期小郡市障がい福祉計画・第1期小郡市障がい児福祉計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけと期間	1
(1) 位置づけ	1
(2) 期間	2
3. 計画の対象者	2
4. 計画の策定体制	3
第2章 第4期小郡市障害福祉計画の進捗状況	4
1. 相談支援体制の充実・強化	4
2. 小郡市自立支援協議会との連携	4
3. 障がい児支援の充実・強化	5
4. 障がい者の地域生活移行の一層の促進	6
5. 就労支援に向けた取組み	6
6. 一般就労等への移行支援の強化	6
7. 虐待防止に対する取り組みの強化	6
第3章 障がい者を取りまく状況	7
1. 総人口の推移	7
(1) 人口構成の推移	7
(2) 年齢3区分別人口構成の推移	8
2. 障がい者・児の状況	9
(1) 全体の状況	9
(2) 身体障害者手帳所持者の状況	10
(3) 療育手帳所持者の状況	13
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	15
(5) 障害福祉サービス受給者証発行数の推移	18
(6) 指定難病受給者証所持者数の推移	20
3. 就学等の現状	21
(1) 小学校の特別支援学級の状況	21
(2) 中学校の特別支援学級の状況	22
(3) 通級指導教室の状況	23
4. 障がい福祉関係事業費（扶助費）の現状	24
5. 障害者総合支援法の施行と概要	25

6. その他関連する法律の整備等.....	26
第4章 計画の基本方針.....	28
1. 基本理念	28
2. 基本目標	30
(1) 障がい福祉サービスの充実.....	30
(2) 児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの充実	30
(3) 地域生活への移行と就労支援等（成果目標の設定）	30
(4) 障がい者・児に対する理解の促進	30
(5) 防災対策の推進	30
3. 取り組みの体系	31
第5章 取り組みの内容.....	32
1. 障がい福祉サービスの充実	32
(1) サービス必要量の確保と質の向上.....	32
(2) 権利擁護の推進	57
2. 児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの充実.....	60
(1) サービスの必要量の確保と質の向上	60
3. 地域生活への移行と就労支援等（成果目標の設定）	65
(1) 地域移行の推進	65
(2) 障がい児支援の提供体制の整備.....	69
4. 障がい者・児に対する理解の促進	72
(1) 地域での福祉活動の推進.....	72
5. 防災対策の推進	73
(1) 防災対策の推進	73
第6章 計画の推進体制.....	75
1. 計画の周知.....	75
2. 計画の推進体制の確立.....	75
3. 国・県及び近隣市町との連携.....	75
4. 計画の進捗管理と点検について	75
5. 障がい福祉サービスの内容について.....	77

***** 「障がい」の表記について *****

本計画では、原則として、「障害」を「障がい」と表記しています。
ただし、法令・条例や制度等の名称、団体等の固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合等については、「障害」と表記しています。

第1章 第5期小郡市障がい福祉計画・第1期小郡市障がい児福祉計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

国では、平成26年1月に障害者権利条約を批准したことを受けて、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法、平成25年法律第65号）」が施行され、また、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法、平成25年法律第46号）」の施行、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法平成28年法律第29号）」の施行、平成28年8月に「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法、平成28年法律第64号）」の施行等、障がい者・児の権利擁護等を目的とする一連の国内法が整備されました。

また、平成28年6月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（障害者総合支援法及び児童福祉法の改正、平成28年法律第65号）」が公布され、平成30年4月からの施行となりました。この法律では、障がい者・児が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的としています。

小郡市では、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とした「第4期小郡市障害福祉計画」を展開し、計画的な事業の推進を行ってきました。

このたび、「第4期小郡市障害福祉計画」の計画期間が満了となり、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や県の指針を踏まえて「第5期小郡市障がい福祉計画」を策定します。なお、今般の児童福祉法の改正に基づき、「第1期小郡市障がい児福祉計画」を一体的に策定することとします。

2. 計画の位置づけと期間

（1）位置づけ

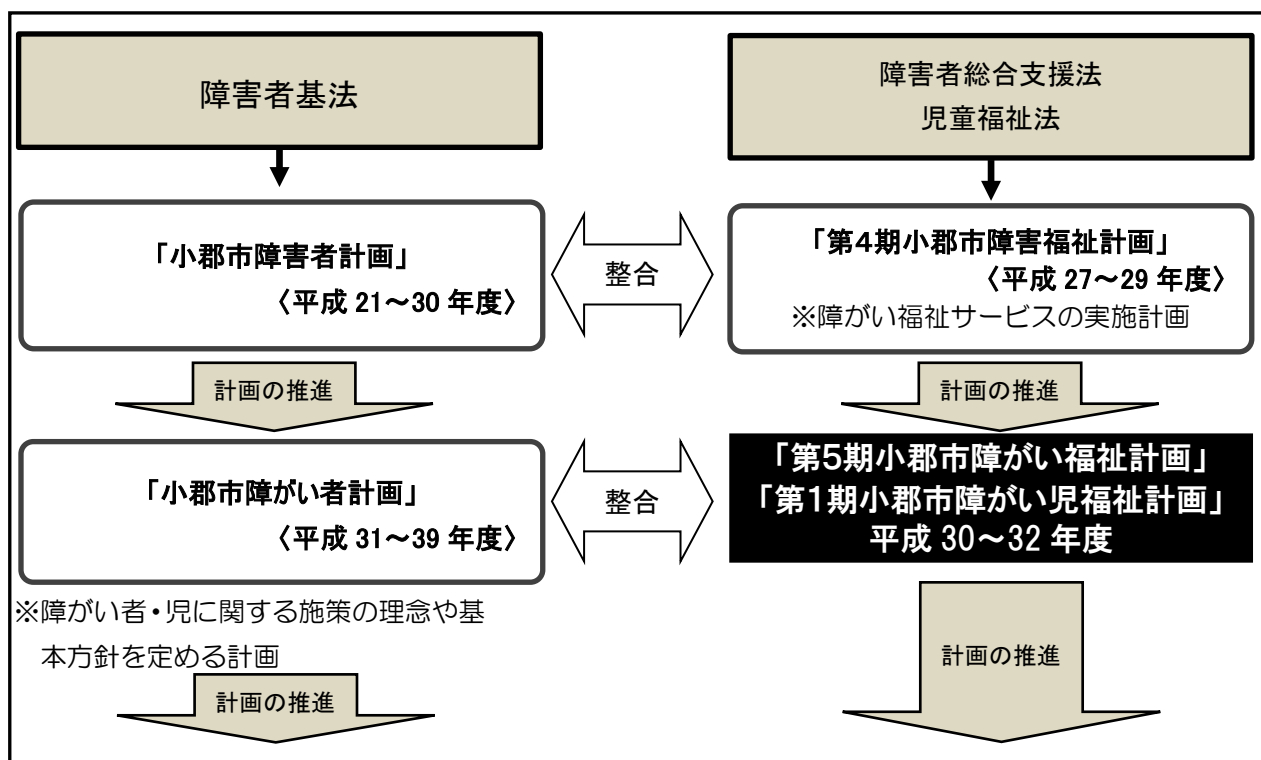
○計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条1項及び児童福祉法第33条に基づく「市町村障害福祉計画・障害児福祉計画」として、障がい福祉サービスに関する事業計画として位置づけます。

○小郡市障がい者計画を上位計画とし、他の福祉分野の個別計画との整合性・連携を図りながら障がい者に関する施策を推進するための理念と仕組みを定める計画として位置づけます。

なお、「小郡市障がい者計画」の策定後に新たに出てきた国の追加方針や課題・施策等については、本計画を優先し、「小郡市障がい者計画」の見直し時に調整を行います。

(2) 期間

本計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの3年間とします。



3. 計画の対象者

この計画の対象となる「障がい者」とは、障害者総合支援法に規定された身体障害者福祉法第四条に規定する身体障がい者、知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障がい者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障がい者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障がい者を除く。以下「精神障がい者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいいます。また「障がい児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障がい児及び療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童（障がい者手帳の有無は問いません）をいいます。

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、有識者や障がい福祉事業者、関係団体等で構成される小郡市自立支援協議会を策定委員会と位置づけ、住民等の意見を踏まえ検討・策定しました。



※ は、住民参加による策定プロセスを示す

第2章 第4期小郡市障害福祉計画の進捗状況

1. 相談支援体制の充実・強化

小郡市においては、平成24年度より「基幹相談支援センター」の運営を「小郡市障害者生活支援センターサポネットおごおり」に委託し、相談支援体制の強化、充実を図ってきました。

しかし、「サービス等利用計画」の作成対象者が拡大され、急速な制度移行により、圏域的に相談支援専門員が不足しており、「基幹相談支援センター」が積極的にサービス等利用計画を立てざるをえない状態で、本来の役割である「他の相談支援事業者との連絡調整」や「困難事例への対応」等が十分に行えない状況となっており、地域における相談支援専門員の確保が課題です。

2. 小郡市自立支援協議会との連携

第4期小郡市障害福祉計画の具体化に向けて、小郡市自立支援協議会と協議・連携しながら様々な取り組みを行い、地域のニーズの把握や関係機関との連携強化、スキルアップ等に取り組んできました。

今後も活動を継続し、専門性を高めることで、サービスの質の向上を図っていきます。

(1) ネットワーク会議

市内の障がい福祉にかかる相談支援事業者、障がい福祉サービス等事業者、当事者団体、ボランティア団体、医療機関、教育機関、市（福祉課障がい者福祉係）等が集まり、事業者紹介やワークショップを取り入れた研修等を通じて、ネットワークを強化してきました。

今後も、関係機関とのネットワークをいかしながら、連携を強化していく必要があります。

(2) ワーキングチーム活動

平成26年度より就労・児童通所・居宅・日中活動・住まいの5つの専門分野ごとのワーキングチームを設け、スキルアップに向けた研修や事例検討会等を行ってきました。また、市内のみならず近隣の事業者や関係機関等まで対象を広げた「就労セミナー」を行い、広域的なネットワーク構築や人材育成を行ってきました。

平成29年度より新たに相談支援事業所のワーキングチームを設け、更に充実を図ってきました。今後も各ワーキングチームの活動がより専門性を高める場となるよう、活動を充実させていく必要があります。

(3) トータルケアマネジメント

相談支援の充実を図るため、平成26年度より相談支援事業を行ううえでの課題

の抽出や、相談支援専門員のスキルアップを図るための研究等を行える体制を整えており、今後も活動を充実させていく必要があります。

(4) 学校教育連絡会

教育機関や子育て支援課との意見交換の場を設け、連携を図ってきました。障がいの疑いのある子の早期発見・早期支援を進めていく点からも、教育機関や関係機関との連携を深めていく必要があります。

(5) イベント・啓発活動

平成28年度に地域の方々の障がいに対する理解促進と交流の場を設ける目的で、「みんなで挑戦」～Xmas in OGORI～のイベントを開催し、多くの方に参加していただきました。トナカイに扮した参加者505名が「赤鼻のトナカイ」を合唱し、見事ギネス世界記録に認定されました。

また、市内の各障がい福祉サービス事業所を紹介する「ふくしらんガイド」を作成し、市民や関係機関等に配布し啓発に努めました。今後も継続して啓発活動を行っていく必要があります。

(6) 福祉計画チェック委員会

第4期小郡市障害福祉計画の推進状況について、半期ごとに数値目標の達成状況等を点検・評価してきました。今回の基本指針において、PDCAサイクルによる障がい福祉計画の見直しが定義されたことから、評価方法等を構築し、今後も点検・評価を継続していく必要があります。

(7) ケース検討会

困難事例に対する支援について必要に応じて関係機関・当事者が集まり、当事者の想い、障がいごとの特性、各事業所の関わり方、社会資源情報の共有を行い、支援方針等について協議を行いました。今後も必要に応じて行っていく必要があります。

3. 障がい児支援の充実・強化

小郡市においては児童発達支援センター2ヶ所、児童発達支援4事業所、放課後等デイサービス6事業所があり、障がい児への支援の充実が図られています。しかし、利用者や利用量が急増している点等から、障がい児のニーズに応じた居場所づくりを進めていく必要があります。

平成27年度より巡回支援専門員整備事業を実施しており、発達障がい等に関する知識を有する専門員が小郡市内の保育所等を巡回し、支援をする職員や保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行っています。ケースに応じて、適切な支援につなぐことができるよう、関係機関との連携強化に努めていく必要があります。

4. 障がい者の地域生活移行の一層の促進

福祉施設や医療機関等に入所・入院中の障がい者の地域移行のための受け皿となる自立訓練やグループホーム等については、自立訓練（機能訓練）は未だ市内に事業所が無く、自立訓練（生活訓練）事業所が2事業所と平成24年度からの増減はありません。

しかし、国の基本方針でも示されているとおり「福祉施設から地域生活への移行」や「入院中の精神障がい者の地域移行」を進めていく点から、地域での居住の場となるグループホーム、地域で生活を送る訓練を行う場である自立訓練事業所や、地域生活を支援する新たなサービスの自立生活援助等のサービス必要量を確保していく必要があります。

5. 就労支援に向けた取組み

平成26年度は就労継続支援（A型）1事業所、就労継続支援（B型）4事業所で充分とは言い難い状況でしたが、現在は就労継続支援（A型）5事業所、就労継続支援（B型）6事業所と増加に伴い、利用者も増加しています。

また、障がい者の就労に向け、自立支援協議会と連携しながら特別支援学校等の教育機関とネットワーク構築に努めてきました。今後もネットワークをいかしながら、就労に向けた支援の充実を図ります。

6. 一般就労等への移行支援の強化

平成26年度には就労移行支援が3事業所でしたが、現在は5事業所となっていることから、一般就労等への移行支援の強化が図られているところです。また、「障がい者就業・生活支援センター」と連携を図りながら、障がい者が一般就労できるよう支援を行ってきました。

しかし、一般就労へ移行できた人はわずかであり、職場の受け入れ体制にも関わることであるため、今後自立支援協議会を通じて障がい者に雇用の門戸を開いている職場とのネットワーク構築を進めていくよう努めます。

また、一般就労できた人でも就労を継続していくことが難しい状況もあるため、就労定着に向けた支援を行う必要があります。

7. 虐待防止に対する取り組みの強化

小郡市においては、障がい者支援施設等従事者による虐待事件があったこともあり、小郡市自立支援協議会のネットワーク会議において、虐待に関する研修等を取り入れる等、取り組みを強化してきました。

今後も、関係機関の連携を強化し、虐待が二度と起こらないようにする取り組みを進めていかなければなりません。

第3章 障がい者・児をとりまく状況

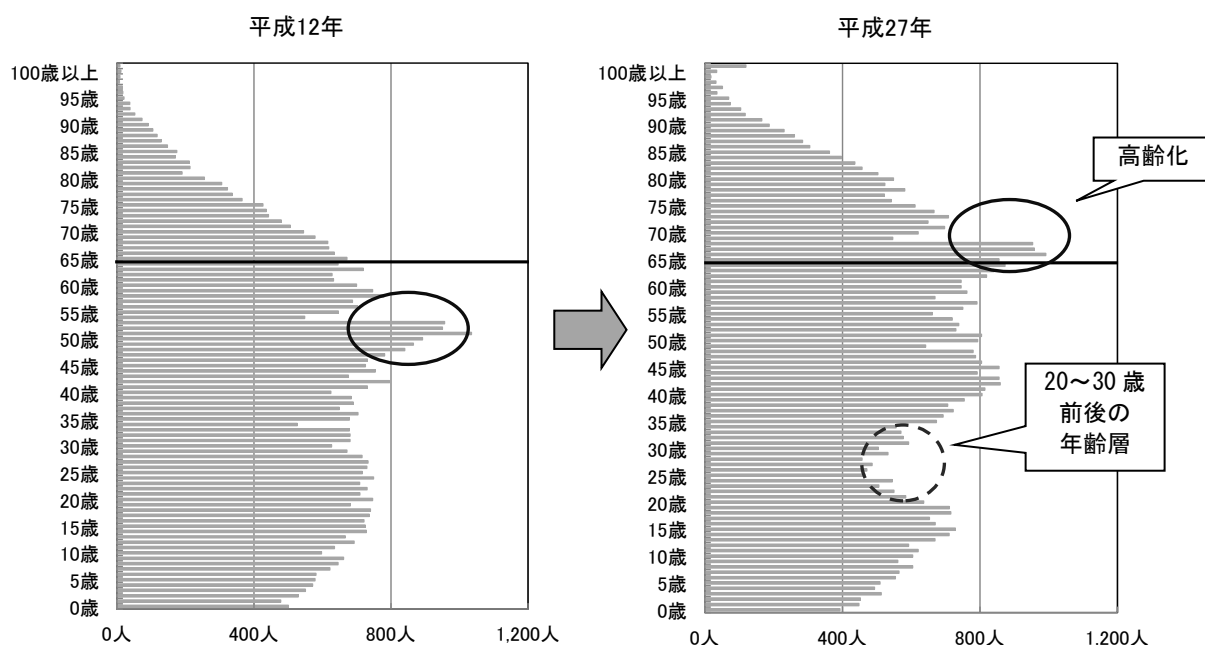
1. 総人口の推移

(1) 人口構成の推移

平成12年と平成27年における小郡市の人口構成の推移についてみると、子どもの人口はやや減少しており、60歳以上の高齢者人口は増加しており、15年の間に人口構成が大きく変化していることがわかります。

また、多くが結婚・出産を経験する20～30歳前後の年齢階層については、特に25～30歳が減少しており、今後小郡市においても出生率の低下や少子化が予測されます。

<人口構成の推移>



資料：国勢調査

(2) 年齢3区分別人口構成の推移

小郡市の総人口は、平成12年の54,583人から平成27年の57,983人と15年間で3,400人増加しています。

また、年齢3区分別人口構成の推移についてみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は平成12年から平成17年にかけて増加傾向にありましたが、平成17年から平成27年にかけては減少傾向にあります。老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、平成27年は平成12年と比べると約1.6倍となっています。

<年齢3区分別人口構成の推移>

単位：人

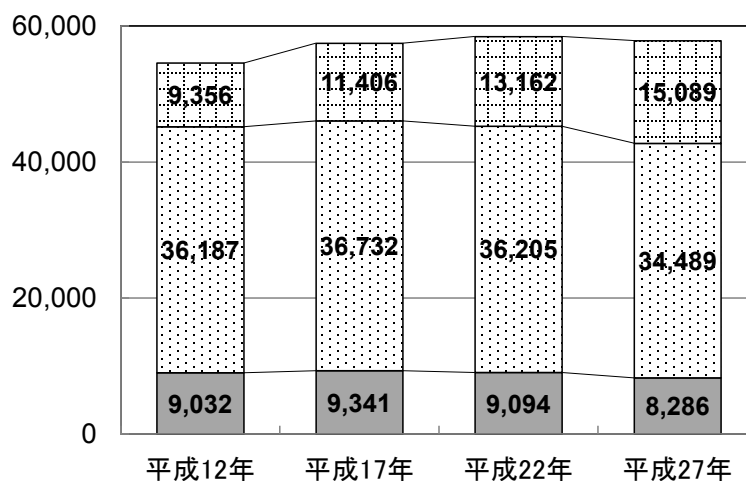
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成29年 (参考)
総人口	54,583	57,481	58,499	57,983	59,519
年少人口(0～14歳)	9,032	9,341	9,094	8,286	8,276
構成比	16.5%	16.3%	15.5%	14.3%	13.9%
生産年齢人口(15～64歳)	36,187	36,732	36,205	34,489	35,680
構成比	66.3%	63.9%	61.9%	59.5%	59.9%
老年人口(65歳以上)	9,356	11,406	13,162	15,089	15,563
構成比	17.1%	19.8%	22.5%	26.0%	26.1%
年齢不詳	8	2	38	119	0

資料：国勢調査（10月1日）、平成29年のみ住民基本台帳（8月31日）

<年齢3区分別人口構成の推移>

■ 年少人口(0～14歳) □ 生産年齢人口(15～64歳)
□ 老年人口(65歳以上)

単位：人



資料：国勢調査

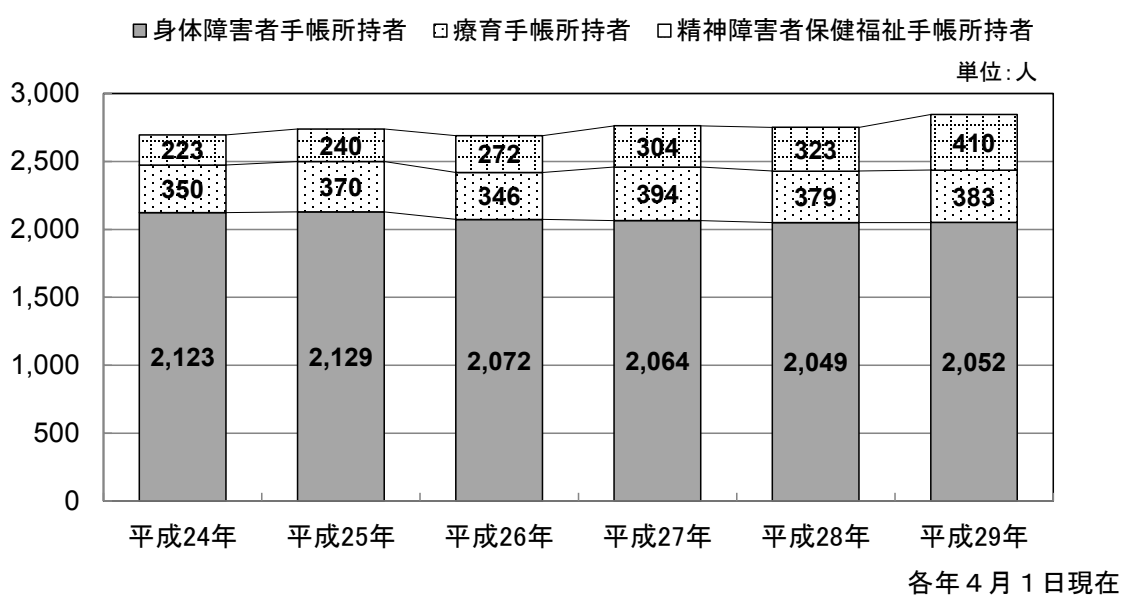
※合計値は年齢不詳を含みます。

2. 障がい者・児の状況

(1) 全体の状況

平成29年4月1日現在の障がい者手帳所持者数は2,845人(身体障害者手帳：2,052人、療育手帳：383人、精神障害者保健福祉手帳：410人)となっています。平成24年と比較すると、149人(身体障害者手帳：71人減少、療育手帳：33人増加、精神障害者保健福祉手帳：187人増加)増加しています。また、手帳所持率(総人口に占める手帳所持者の割合)は、障がい者・児全体で4.80%となっています。

<障がい者手帳所持者数の推移>



		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
障がい者手帳所持者	身体障害者手帳所持者数(人)	2,123	2,129	2,072	2,064	2,049	2,052
	総人口に占める割合(%)	3.58%	3.59%	3.49%	3.48%	3.46%	3.46%
	療育手帳所持者数(人)	350	370	346	394	379	383
	総人口に占める割合(%)	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.6%	0.6%
	精神障害者保健福祉手帳所持者(人)	223	240	272	304	323	410
	総人口に占める割合(%)	0.38%	0.40%	0.46%	0.51%	0.55%	0.69%
	計(人)	2,696	2,739	2,690	2,762	2,751	2,845
	総人口に占める割合(%)	4.55%	4.62%	4.53%	4.66%	4.65%	4.80%
自立支援医療(精神通院)受給者証所持者数(人)		682	726	743	767	774	728
総人口に占める割合(%)		1.15%	1.22%	1.25%	1.29%	1.31%	1.23%

各年4月1日現在

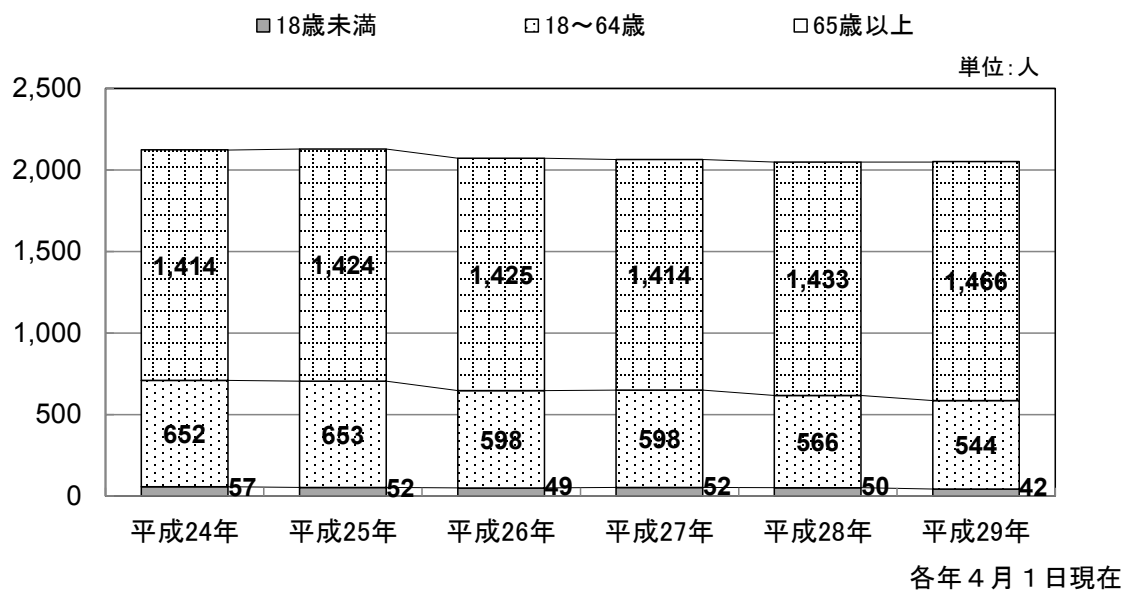
※重複障がいの場合、全てに計上しています。

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

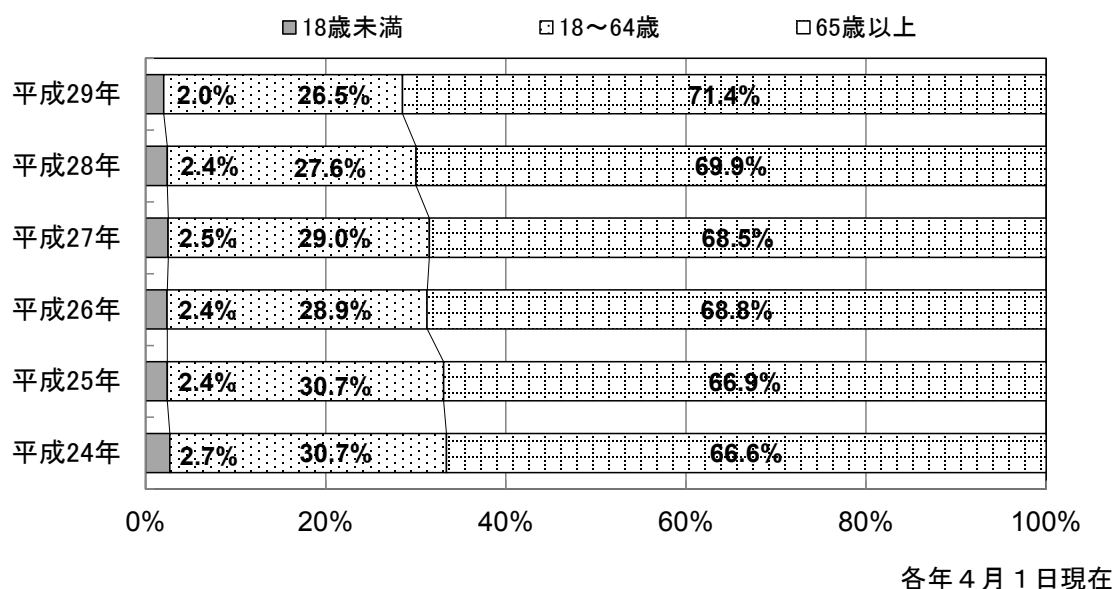
平成29年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数を年齢別にみると、「18歳未満」は42人、「18歳～64歳」は544人、「65歳以上」は1,466人となっています。

年齢別の推移でみると、64歳未満は減少傾向、65歳以上は増加傾向にあります。

＜身体障害者手帳所持者数（年齢別）の推移＞



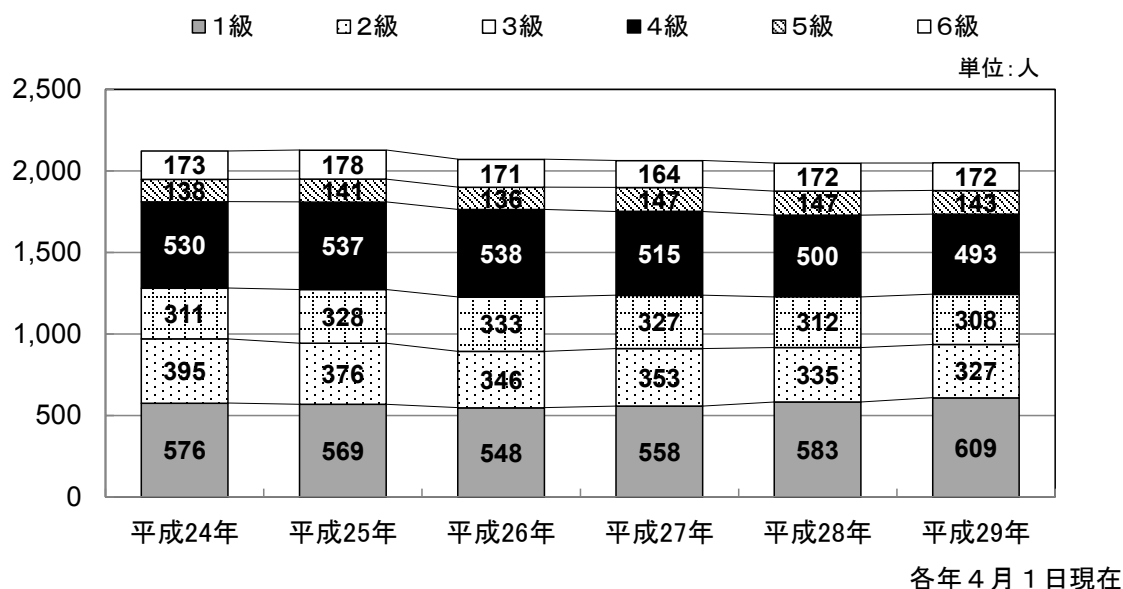
＜身体障害者手帳所持者数（年齢別）構成比の推移＞



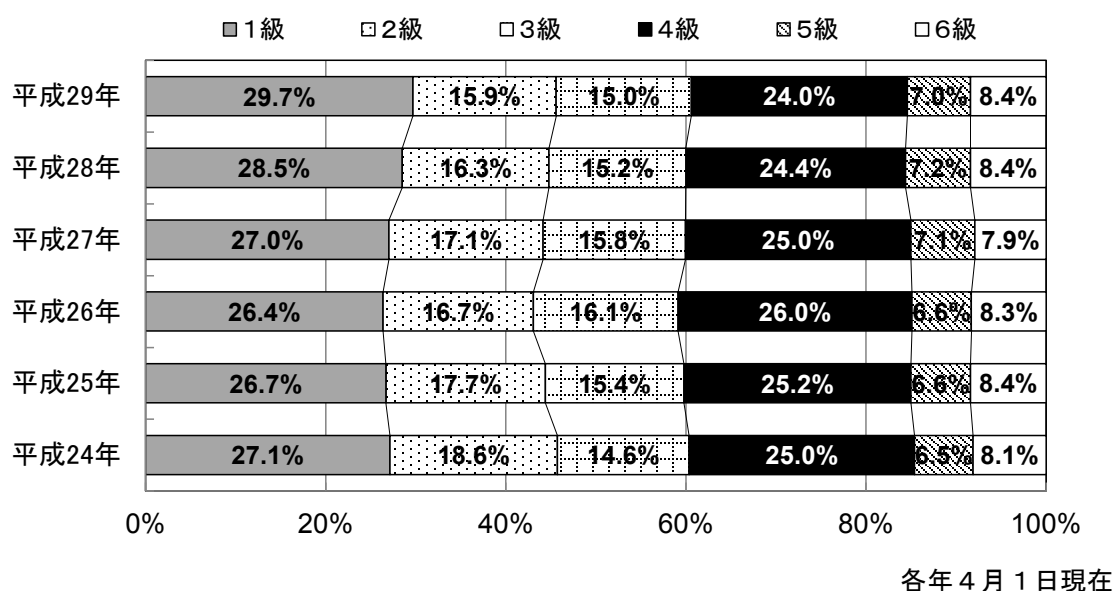
平成 29 年 4 月 1 日現在の身体障害者手帳所持者を等級別にみると、重度（「1 級」「2 級」）が全体の約 46%、中度（「3 級」「4 級」）が全体の 39%であり、中重度（「1 級」「2 級」）と中度（「3 級」「4 級」）で全体の 8 割以上を占めています。

中度（「3 級」「4 級」）は平成 27 年から減少傾向にあり、重度（「1 級」「2 級」）は対照的に平成 27 年から増加傾向にあります。

＜身体障害者手帳所持者（等級別）の推移＞

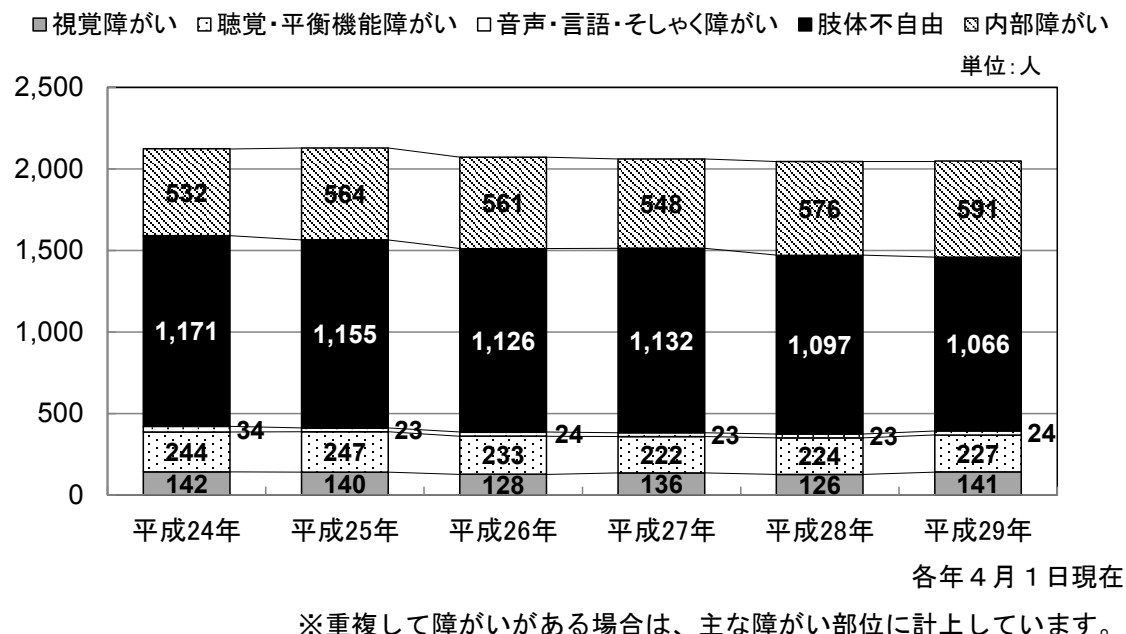


＜身体障害者手帳所持者の等級別構成比＞

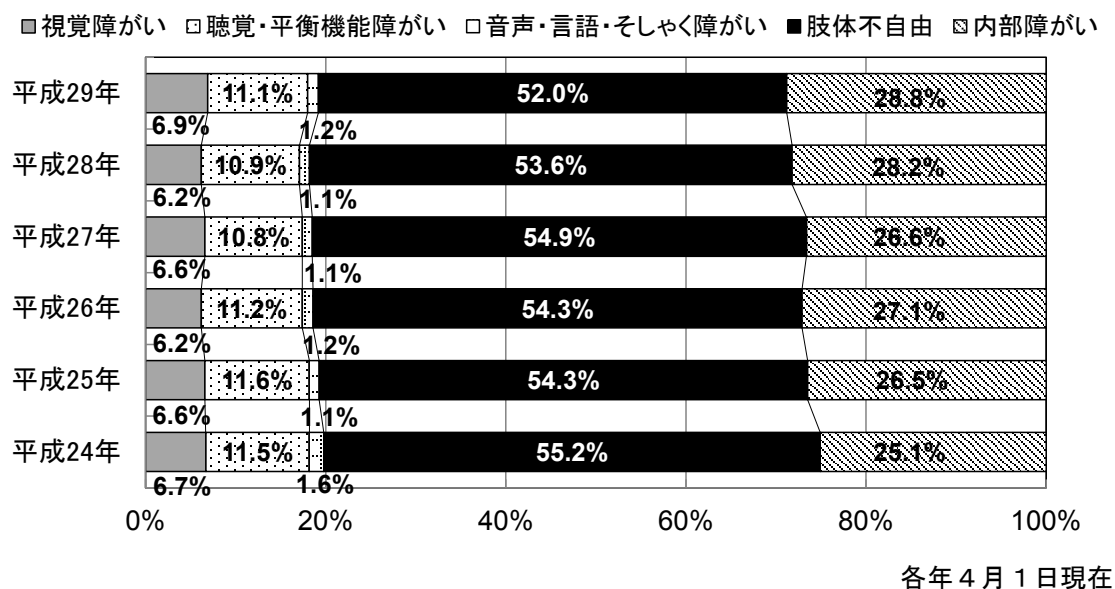


平成29年4月1日現在の身体障害者手帳所持者数の推移を部位別にみると、「肢体不自由」が1,066名と最も多く、「内部障がい」が591名、「聴覚・平衡機能障がい」が227名と続いています。

<身体障害者手帳所持者数（障がい部位別）の推移>



<身体障害者手帳所持者（障がい部位別）構成比の推移>

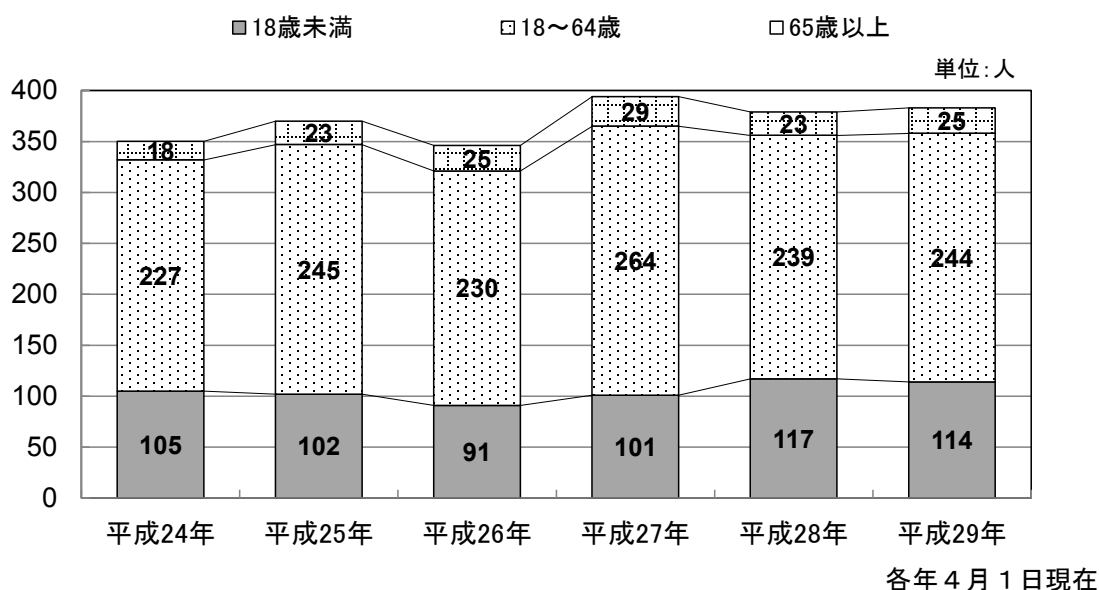


(3) 療育手帳所持者の状況

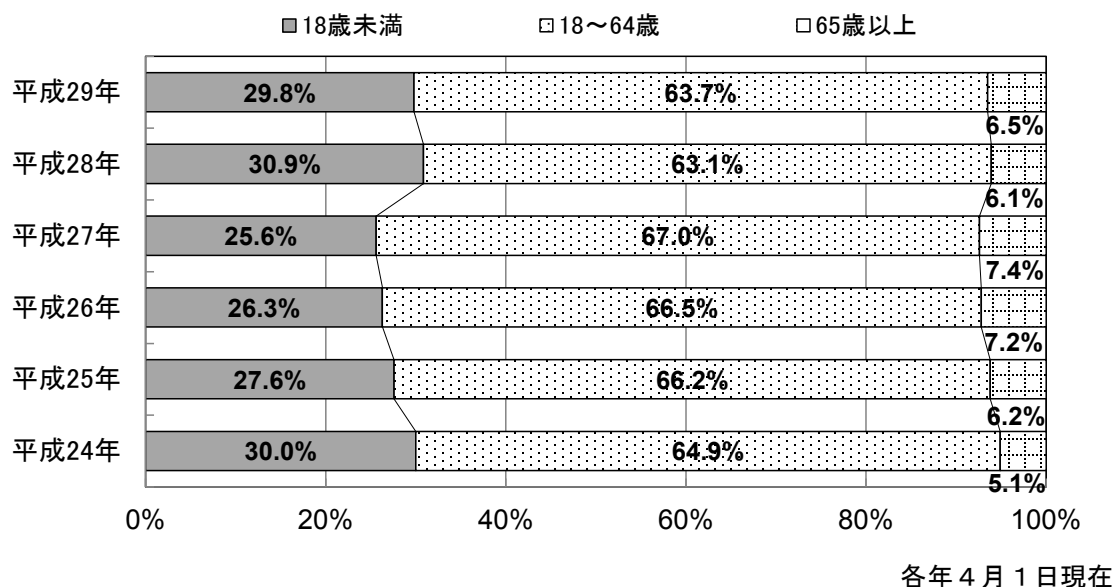
平成 29 年 4 月 1 日現在の療育手帳所持者数を年齢別にみると、「18 歳未満」は 114 人、「18～64 歳」は 244 人、「65 歳以上」は 25 人となっており、平成 27 年がピークで全体の人数が 394 人となっていますが、平成 28 年では 379 人、平成 29 年では 383 人と減少しています。

年齢別構成比の推移でみると、18 歳以上は平成 27 年まで増加傾向にあり約 74%となっています。平成 28 年からは減少し約 69%となりましたが、再び増加傾向にあります。

＜療育手帳所持者（年齢構成別）の推移＞



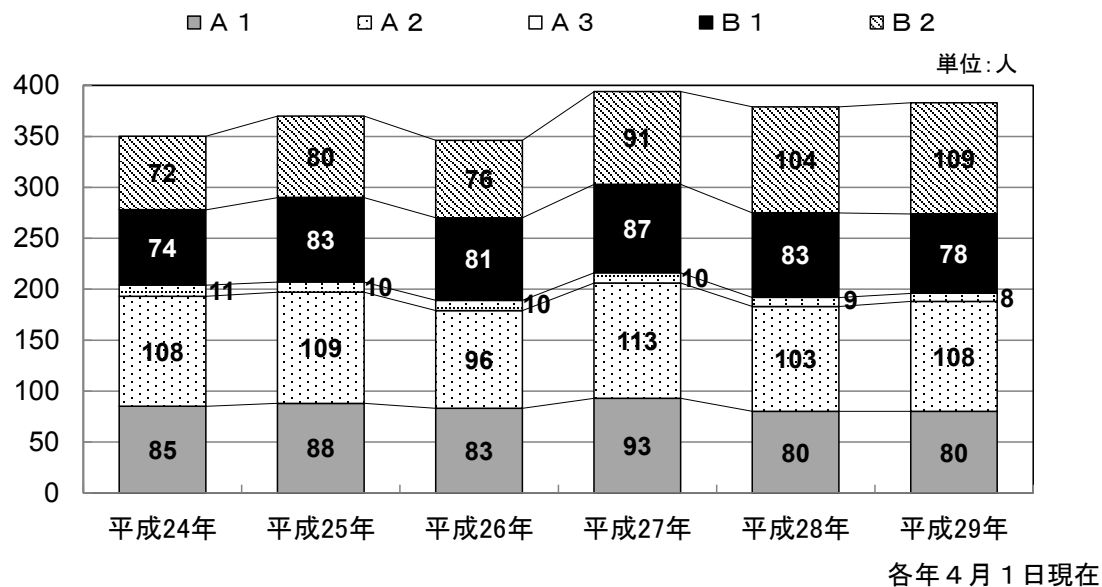
＜療育手帳所持者（年齢別）構成比の推移＞



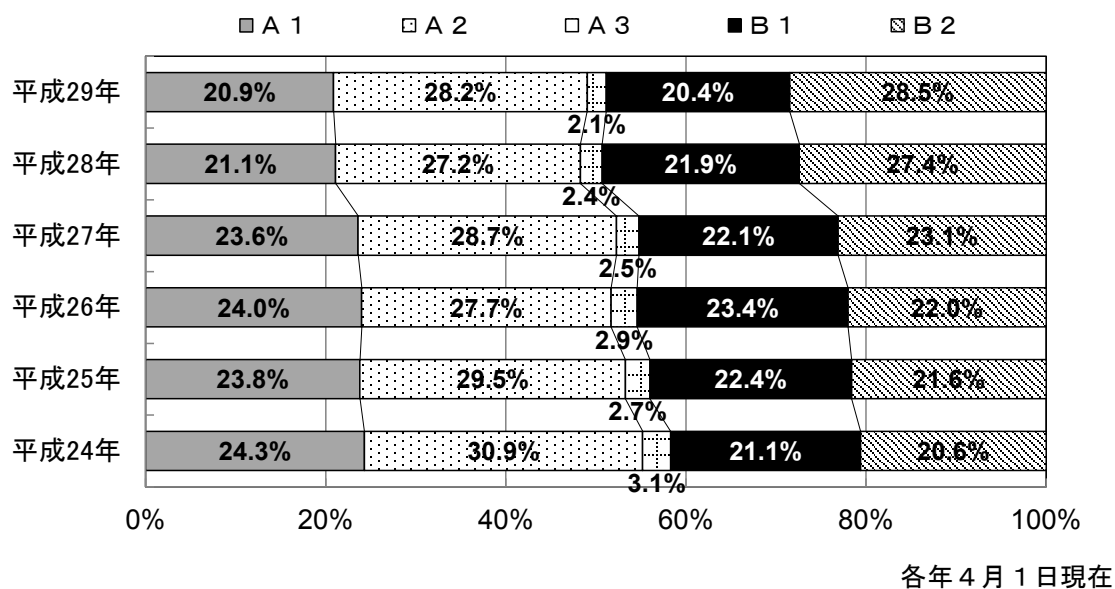
平成29年4月1日現在の療育手帳所持者の推移を判定別にみると、軽度(B2)が109名と最も多く、重度(A2)が108名と続いています。

判定別構成比でみると、B2判定の割合は平成26年以降年々高くなっています。

＜療育手帳所持者（判定別）の推移＞



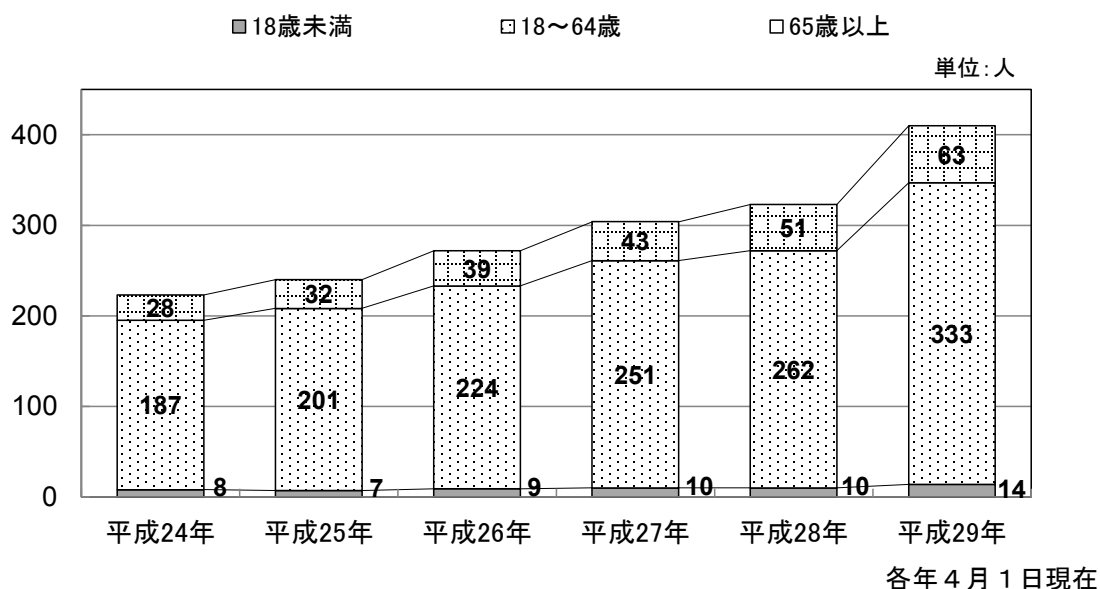
＜療育手帳所持者（判定別）構成比の推移＞



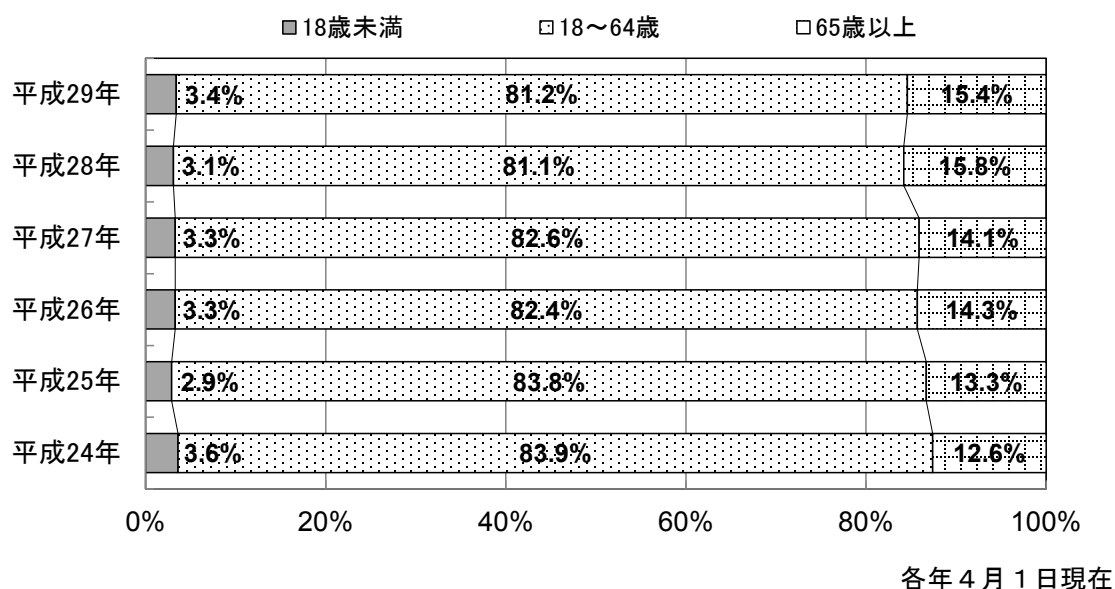
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

平成 29 年 4 月 1 日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者を年齢別にみると、「18 歳未満」は 14 人、「18～64 歳」は 333 人、「65 歳以上」は 63 人となっており、年々増加しています。年齢別構成比をみると、いずれの年においても 18～64 歳が 8 割を超えています。

＜精神障害者保健福祉手帳所持者（年齢構成別）の推移＞

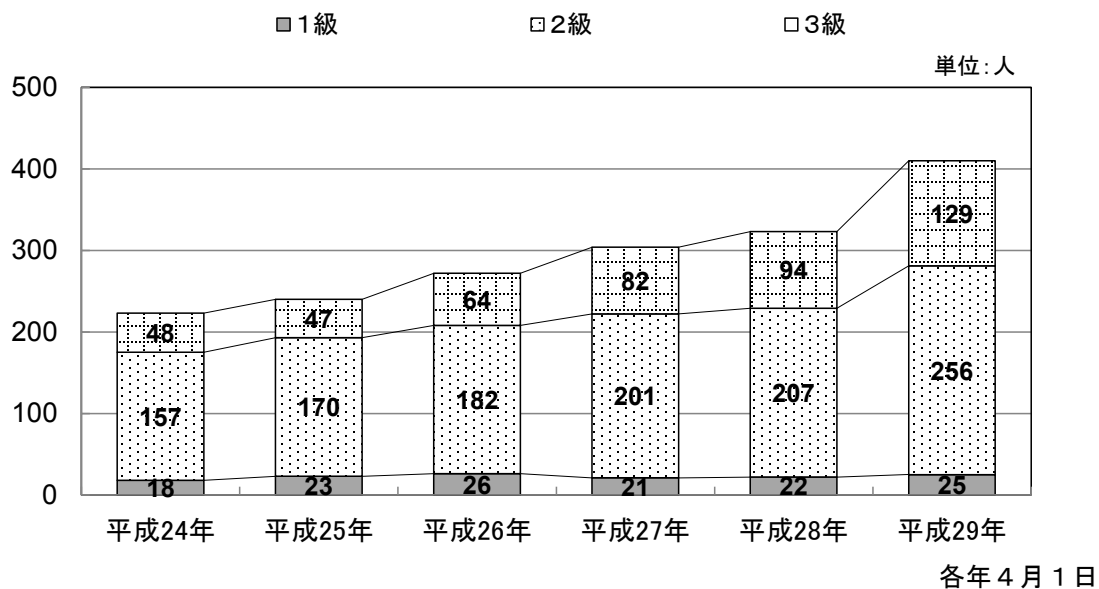


＜精神障害者保健福祉手帳所持者（年齢別）構成比の推移＞

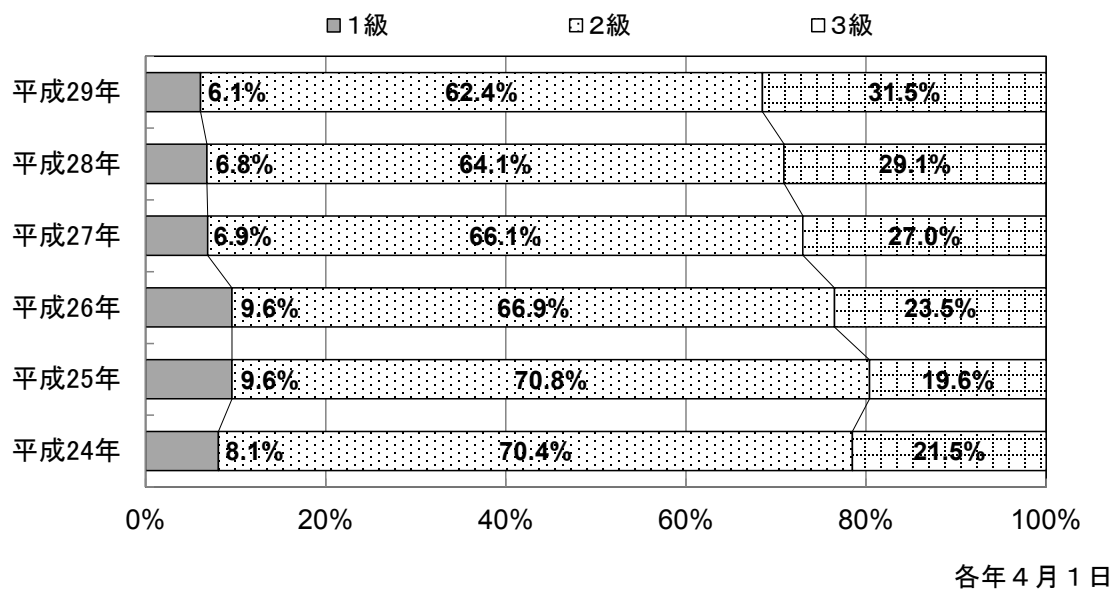


平成29年4月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、2級が256名と突出しており、3級が129名と続いています。平成24年から平成29年で「3級」は約2.7倍に増えています。

＜精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）の推移＞

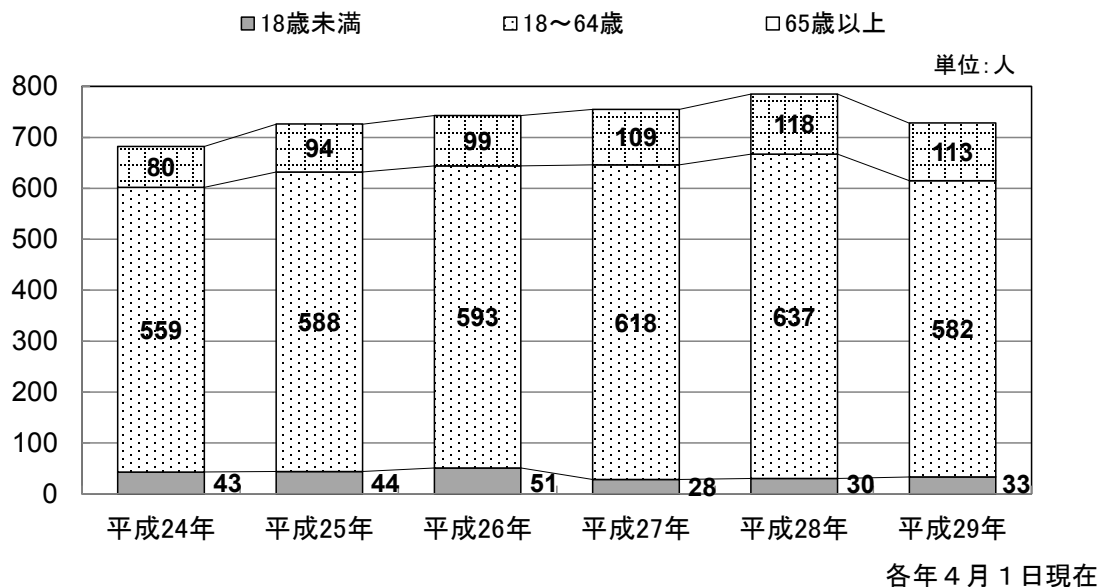


＜精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）構成比の推移＞

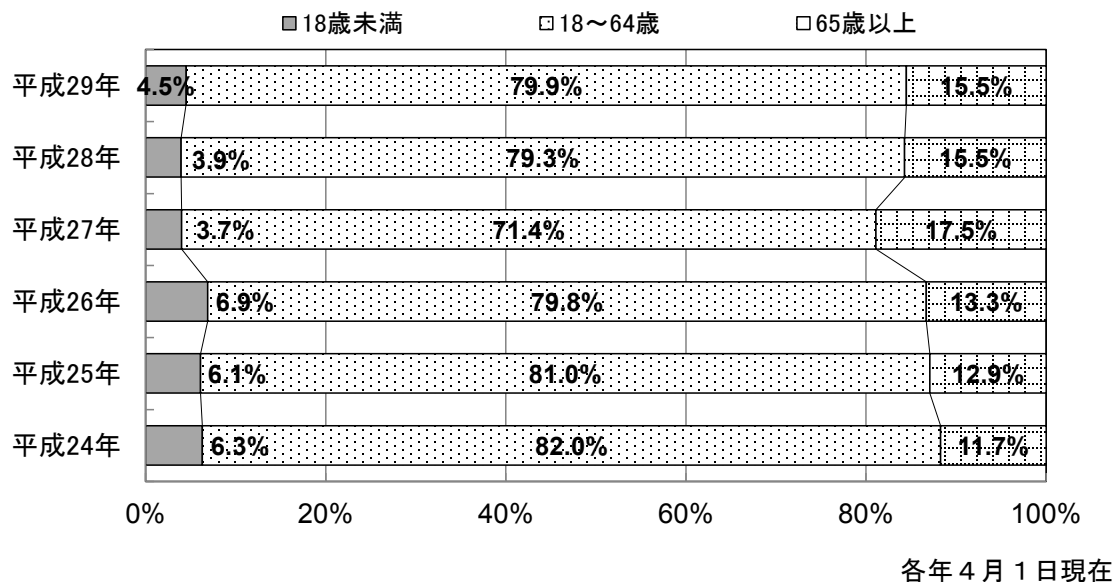


平成 29 年 4 月 1 日現在の自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数は 728 人で、精神障害者保健福祉手帳所持者数（410 人）を大きく上回っています。年々増加傾向にあり、平成 24 年 4 月 1 日の受給者数と比較すると、平成 28 年は 1 割以上増加しています。平成 28 年から平成 29 年では 1 割弱減少しています。

＜自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の推移＞



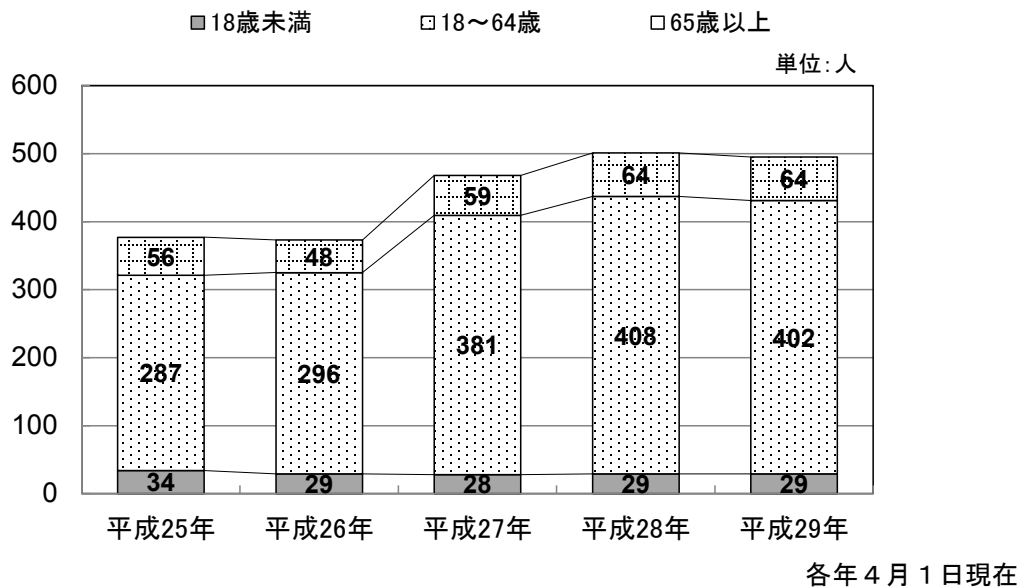
＜自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数（年齢別）構成比の推移＞



(5) 障がい福祉サービス受給者証発行数の推移

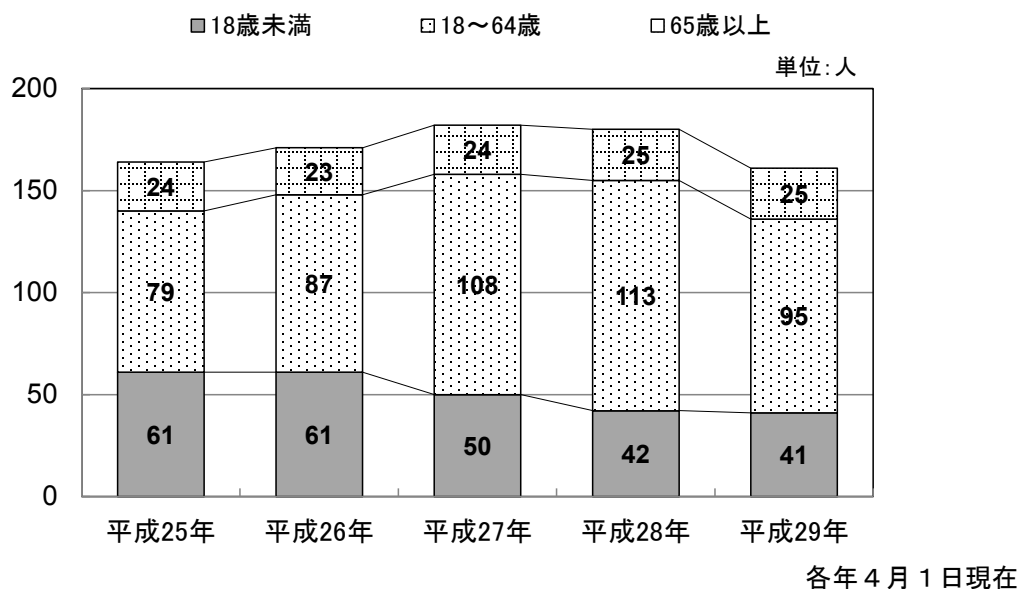
障がい福祉サービス受給者証の発行数は増加傾向にあり、平成 25 年から平成 29 年度で約 3 割増加しています。年齢構成別では「18 歳未満」の受給者証所持者数は平成 26 年に減少しその後は大きな増減はみられません。「18～64 歳」の受給者証所持者数は平成 28 年をピークに平成 29 年には減少、「65 歳以上」の受給者証所持者数は平成 27 年から増加傾向にあります。

＜障がい福祉サービス受給者証所持者数の推移＞



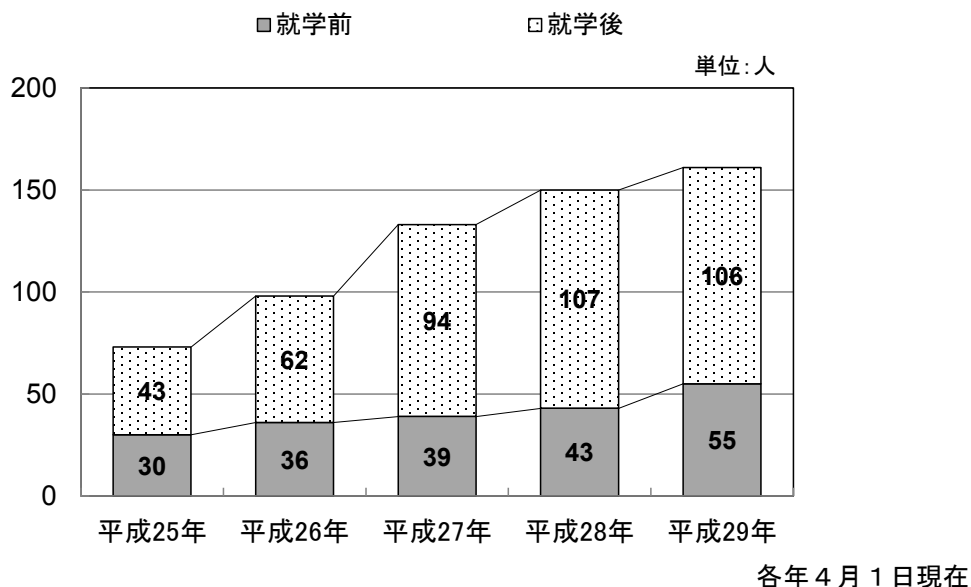
地域生活支援サービス受給者証の発行数は平成27年をピークに減少傾向にあります。年齢構成別では「18～64歳」の発行数は平成27年に大きく増加していますが、平成28年から平成29年では大きく減少しています。「18歳未満」の発行数は平成25年度から減少傾向にあります。

＜地域生活支援サービス受給者証発行数＞



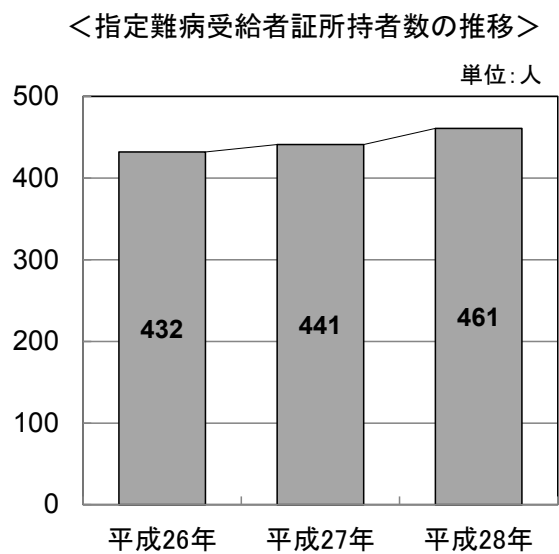
平成24年4月より創設された障がい児通所支援ですが、障がい児通所受給者証の発行数は、増加の一途をたどっています。平成25年から平成29年で2.2倍となっており、ニーズは増加傾向にあります。

＜障がい児通所受給者証発行数＞



(6) 指定難病受給者証所持者数の推移

指定難病受給者証所持者数は、年々増加しています。



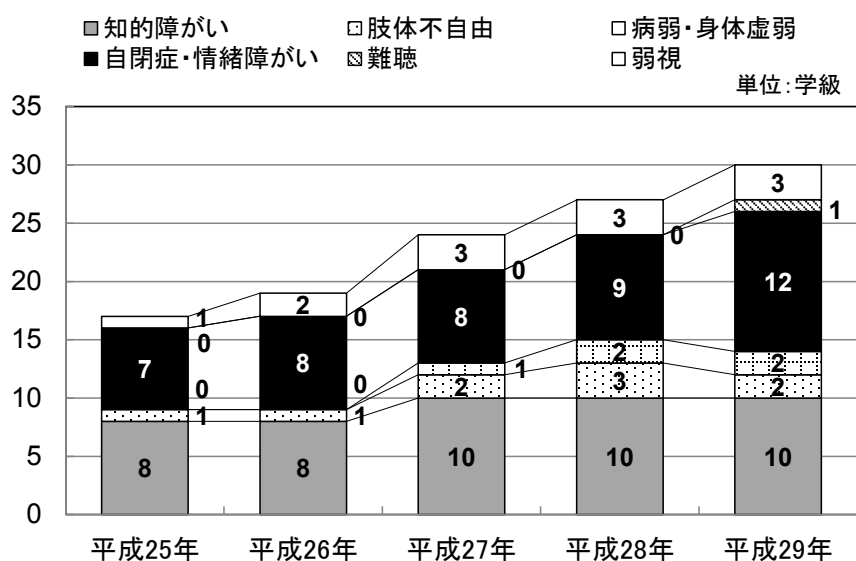
福岡県北筑後保健福祉環境事務所 各年3月31日現在

3. 就学等の現状

(1) 小学校の特別支援学級の状況

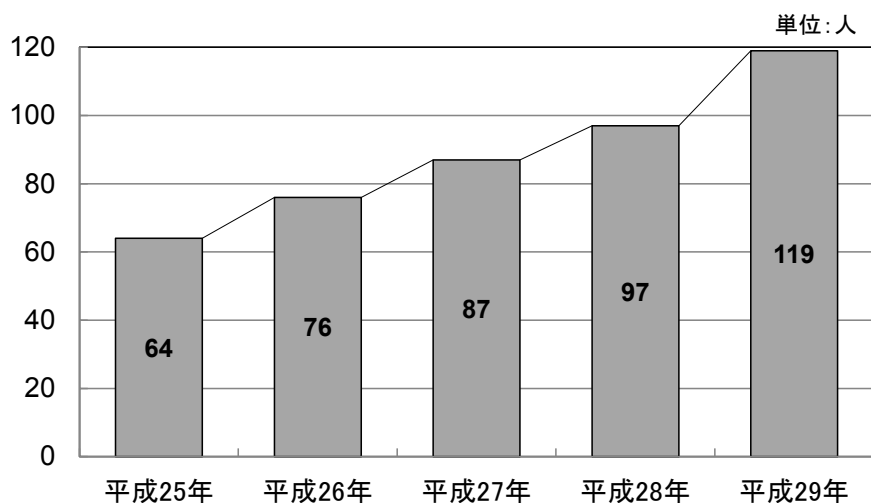
市内の公立小学校 8 校全てに特別支援学級が設置されており、学級数をみると年々増加し、特に自閉症・情緒障がいの学級は約 1.7 倍に増えています。児童数をみると、平成 25 年から平成 29 年の間で、知的障がい（平成 25 年：29 人、平成 29 年：47 人）は約 1.6 倍、自閉症・情緒障がい（平成 25 年：32 人、平成 29 年：63 人）は約 2 倍となっています。

＜特別支援学級数の推移＞



学校基礎調査 各年 5 月 1 日現在

＜特別支援学級の児童数の推移＞

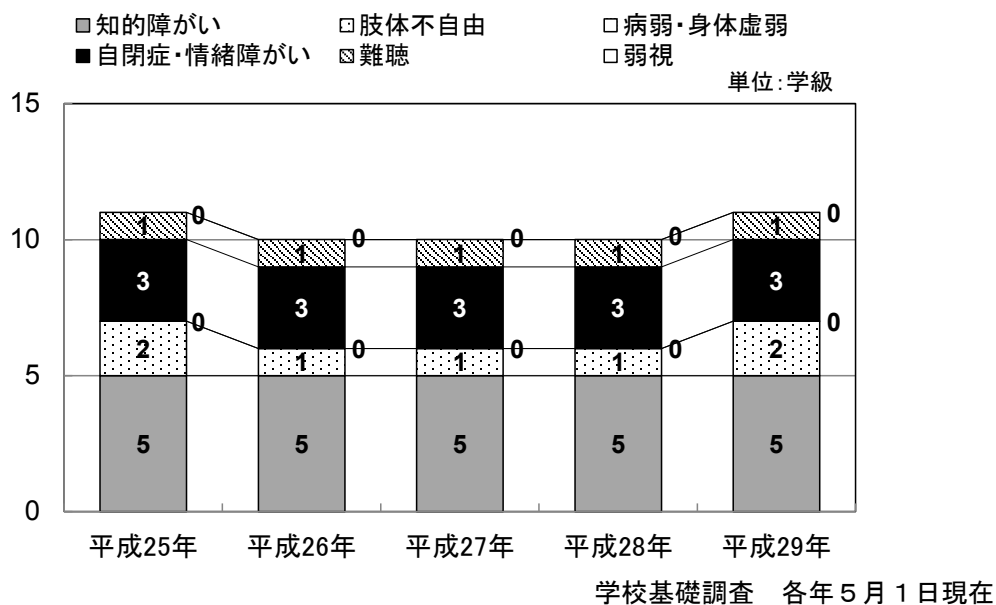


学校基礎調査 各年 5 月 1 日現在

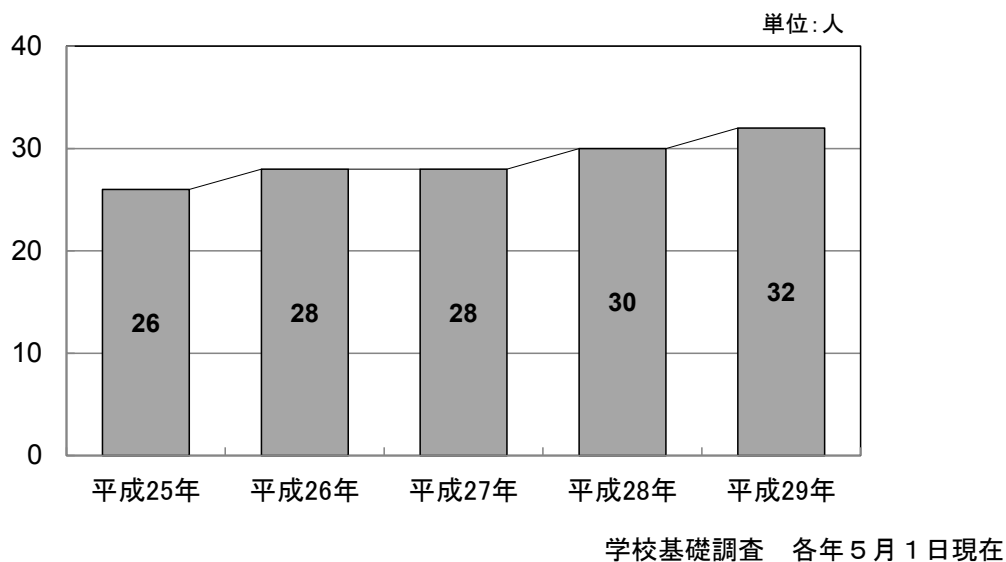
(2) 中学校の特別支援学級の状況

市内の公立中学校 5 校全てに特別支援学級が設置されており、学級数をみると大きな変化はなく、平成 28 年から平成 29 年の間で肢体不自由の学級は 1 学級増えています。生徒数に大きな変化はみられませんが、知的障がい徐徐に増加しています。(知的障がいの生徒数 平成 25 年：13 人、平成 26 年：15 人、平成 27 年：16 人、平成 28 年：18 人、平成 29 年 18 人)

＜特別支援学級数の推移＞



＜特別支援学級の生徒数の推移＞

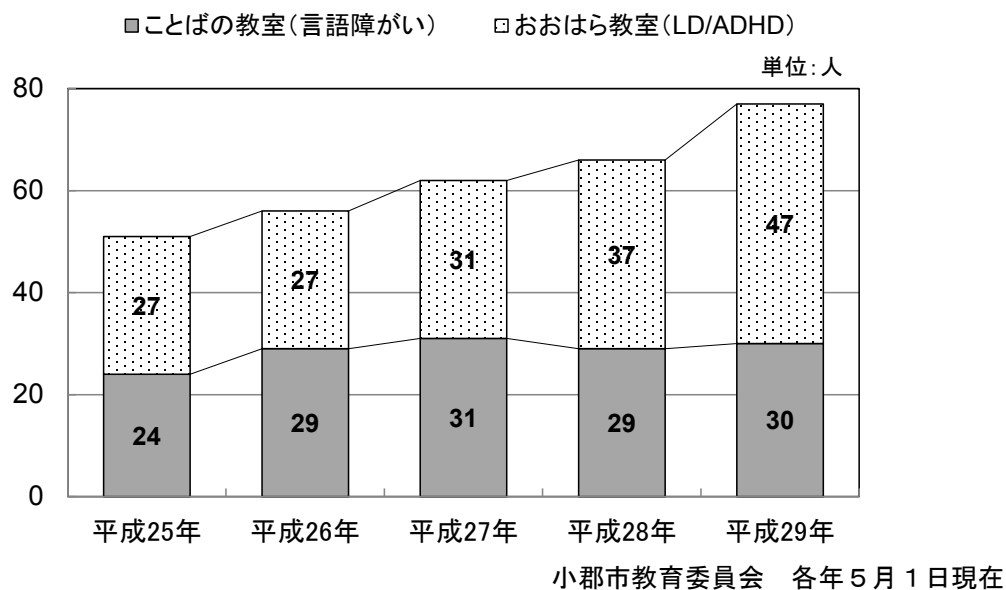


(3) 通級指導教室の状況

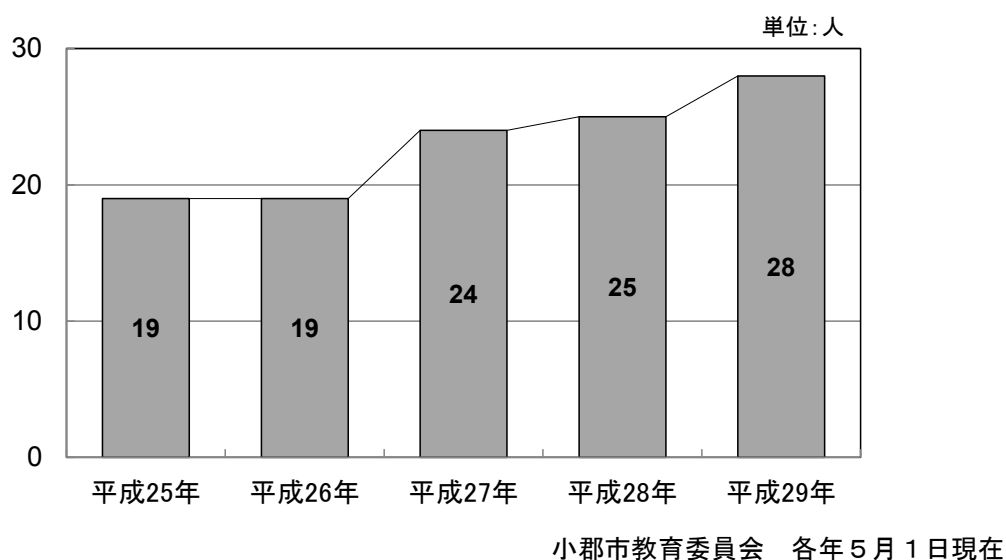
小学校の通級指導教室に通う児童の数は年々増加しています。特に「おおはら教室（LD/ADHD）」に通う児童は平成 25 年から平成 29 年にかけて約 1.7 倍に増えています。

中学校の通級指導教室に通う生徒の数は年々増加しています。

＜大原小学校通級指導教室（ことばの教室・おおはら教室） 通級児童数の推移＞



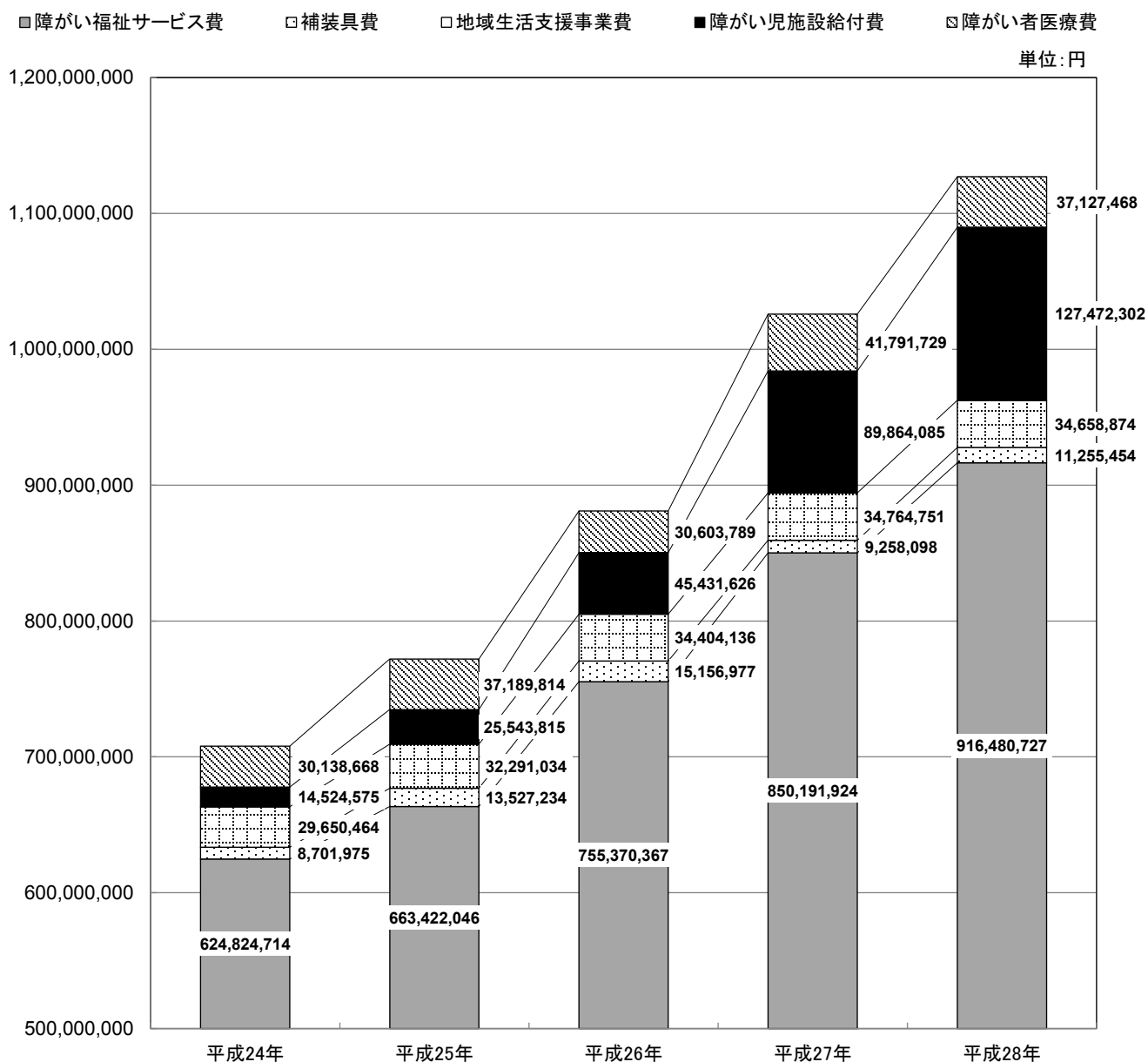
＜大原中学校通級指導教室（大原中教室） 通級生徒数の推移＞



4. 障がい福祉関係事業費（扶助費）の現状

障がい福祉関係事業費（扶助費）全体は、5年間を通して増加傾向にあります。特に障がい福祉サービス費、障がい児施設給付費は平成24年から年々増加傾向にあります。平成24年から平成28年では、障がい福祉サービスでは約1.5倍、障がい児施設給付費では約8.7倍となっています。

＜障がい福祉関係事業費（扶助費）の現状＞



5. 障害者総合支援法の施行と概要

平成 24 年 6 月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、「障害者自立支援法」が改正され、新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が平成 25 年 4 月に施行（一部は平成 26 年 4 月に施行）されました。障害者総合支援法の主な改正については以下の通りです。

①障がい者の範囲（障がい児の範囲も同様に対応）

障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に新たに難病等が追加されました。難病等では、身体障害者手帳の有無にかかわらず、必要に応じて障害支援区分の認定等の手続きを経た上で、必要と認められた障がい福祉サービス等が利用できることとなります。

②障がい支援区分の創設

これまでの「障害程度区分」が「障害支援区分」に改められました。障害支援区分については、「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」と定義されています。

③障がい者に対する支援

- 重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障がい者として厚生労働省令で定めるものとする）
- 共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合（一元化）
- 地域移行支援の対象拡大（地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える）
- 地域生活支援事業の追加（障がい者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

④サービス基盤の計画的整備

- 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障がい福祉計画の策定
- 基本指針・障がい福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- 市町村は障がい福祉計画を作成するに当たって、障がい者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

6. その他関連する法律の整備等

①障害者基本法の改正

平成 23 年 8 月の障害者基本法の改正において、日常生活又は社会生活において障がい者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといいうゆる社会モデルに基づく障がい者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。

②障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行

改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が制定され、国や自治体等の行政機関は、障がい者の要望等に応じて時に日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務付けられ、平成 28 年 4 月に施行されました。

③難病の患者に対する医療等に関する法律の施行

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の一環として「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）が平成 26 年 5 月に成立し、平成 27 年 1 月に施行されました。指定難病に対して医療費を助成する制度や難病の医療に関する調査及び研究の推進等についてこの法律で定めています。

④児童福祉法の改正

平成 24 年の改正では、障がい児の定義が見直され、身体及び知的障がい児に、精神障がい児が加えられ、平成 25 年の改正では、障害者総合支援法の成立に対応し、障がい児の定義に難病が追加されました。また、平成 28 年 6 月の改正では、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化等が定められています。

⑤発達障害者支援法の改正

平成 17 年の施行から約 10 年が経過し、発達障がい者・児の支援を一層充実させるため、平成 28 年 8 月に改正発達障害者支援法が施行され、目的に「切れ目なく発達障害者の支援を行う」が明記されたほか、発達障がい者・児の定義の改正、基本理念の新設等、総則に大きな改正が行われました。また、発達障がい者・児を支援するための施策として、「発達障害の疑いがある場合の相談体制の整備」や「個別の教育支援計画・個別の指導計画作成の推進」が明記される等、改正は法律全般にわたっています。

⑥障害者優先調達法の施行

平成 25 年 4 月に、障がい者就労施設等の受注の機会を確保し、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図る「障害者優先調達推進法」（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）が施行されました。

第4章 計画の基本方針

わが国の障がい保健福祉施策においては、障がい者・児が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うことにより、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指して、法整備等が進められてきました。

小郡市では、「小郡市障がい者計画」及び「小郡市障がい福祉計画」に基づき、障がい者・児が住み慣れた地域の中で生活を送ることができるまちづくりを目指して障がい福祉施策に取り組んできました。

本計画では、障がい者・児、またその家族が、住み慣れた地域で自立し、安心し、生きがいをもった生活を送れるような地域社会を目指します。

1. 基本理念

●障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現のため、障がい者・児等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図ることを目的に、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

三障がいに関わるサービス量を適切に見込むとともに、切れ間のない支援を行い自立と社会参加を実現できるよう努めます。

●障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい福祉サービスの対象となる障がい者・児等の範囲を、身体障がい、知的障がい及び精神障がい者並びに難病患者等であって18歳以上の人並びに障がい児とし、サービスの充実を図ります。

発達障がい者・児及び高次脳機能障がい者・児については、従来から精神障がい者・児に含まれるものとして、法に基づく給付の対象となっていることや、難病患者等についても引き続き法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。

障がいの種別や年齢等に関わらず、必要なサービスが受けられるよう適切な支給決定を行います。

●施設入所・入院からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、
就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

施設入所や入院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題への対応や、障がい者・児等の生活を地域全体で支えるため、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

小郡市自立支援協議会のネットワークを活用し、関係機関と連携を図りながら個別の課題に取り組み、新たな社会資源開発につなげます。

●地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めます。

小郡市自立支援協議会と連携しながら、障がい者・児との交流の機会や理解促進の活動の場を確保し、地域共生社会の実現につなげます。

●障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児の健やかな成長を支援するため、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない一貫した効果的な支援体制の構築を目指します。

乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない一貫した効果的な支援体制の構築のために、本市内の社会資源の有効的な活用かつ適切にサービスを提供します。

2. 基本目標

(1) 障がい福祉サービスの充実

障がい者・児、またその家族が、地域社会の中で自立し、生きがいをもって生活するために必要とされるサービス量を見込み、その確保に努めます。また、事業者への育成に取り組み、サービスの質の維持・向上を図ります。

(2) 児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの充実

児童福祉法の改正により、すべての児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保証される権利を有するという児童福祉の原理が明確化されました。この原理に基づき、障がい児の健やかな成長・発達・自立を支援するために必要とされるサービス量を適切に見込み、その確保に努めます。

(3) 地域生活への移行と就労支援等（成果目標の設定）

現在福祉施設に入所、または医療機関に入院されている方が、地域での生活に移行し、地域生活の継続ができるよう、自立支援協議会や相談支援事業者、各サービス事業者等と連携しながら、受け入れ態勢の整備に努めます。

(4) 障がい者・児に対する理解の促進

障がい者・児が地域社会の中で生活を送るためには、行政の支援だけでなく地域の理解と配慮が必要です。ノーマライゼーションの理念の実現のためにも、行政内部だけではなく、地域に対しても啓発活動等の働きかけを行い、障がい者・児に対する理解の促進を図ります。

(5) 防災対策の推進

障がいの有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、災害時等に備えて地域ぐるみで障がい者・児を支援するネットワークづくりを推進します。

3. 取り組みの体系

基本目標	施策の方向	取り組み内容
1. 障がい福祉サービスの充実	(1) サービス必要量の確保と質の向上	①訪問系サービスの充実
		②日中活動系サービスの充実
		③居住系サービスの充実
		④相談支援の充実
		⑤地域生活支援事業の充実
		⑥事業者の育成
		⑦当事者団体の育成
		⑧発達障がい者・児への支援
	(2) 権利擁護の推進	①障がい者・児への差別解消の推進
		②障がい者・児への虐待防止の推進
		③成年後見制度の推進
2. 児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの充実	(1) サービスの必要量の確保と質の向上	①障がい児支援サービスの充実
3. 地域生活への移行と就労支援等(成果目標の設定)	(1) 地域移行の推進	①福祉施設入所者の地域生活への移行
		②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
		③地域生活支援拠点等の整備
		④福祉施設から一般就労への移行の推進
	(2) 障がい児支援の提供体制の整備	①障がい児支援の提供体制の整備
4. 障がい者・児に対する理解の促進	(1) 地域での福祉活動の推進	①ボランティア活動の推進
5. 防災対策の推進	(1) 防災対策の推進	①防災体制の整備

第5章 取り組みの内容

1. 障がい福祉サービスの充実

(1) サービス必要量の確保と質の向上

①訪問系サービスの充実

●現状と課題

アンケート調査の結果から、訪問系サービス全体は現在の利用状況と比べて3年以内の利用意向の割合がやや高くなっていることから、利用者の増加が見込まれます。

●施策の方針

利用者の少ないサービスについて利用対象者に情報提供を行います。

必要とされるサービス量を見込み、確保できるよう努めます。

地域において障がい者・児が安心して日常生活が送れるよう、「買い物困難者対策」に努めます。

介護保険優先の原則に沿って、今後、適切な案内と円滑な移行に努めていきます。

●第4期小郡市障害福祉計画の実績

<訪問系サービスの実績>

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
訪問系サービス	時間	1,630	1,627	1,793	1,583	1,972	1,484

※月あたりの平均

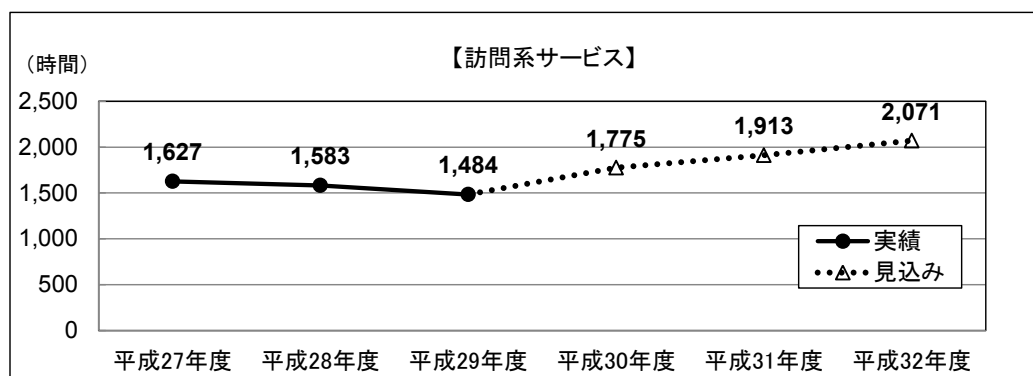
※平成29年度は7月末までの実績

●サービス量見込み

<訪問系サービスの見込み>

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問系サービス	時間	1,755	1,913	2,071
	人	80	88	96

※月あたりの平均



●確保方策及び具体的な方策

- サービス量増加が見込まれること、新たなサービス利用者が出てくることを想定しながら、相談支援事業所を介す等、サービス事業者との連携を図りながらニーズの充足に努めます。
- 窓口での相談時やホームページ、広報等で広く情報がいきわたるように努めます。
- 介護保険制度によりニーズに沿ったサービスを受けられる方に対して、関係部署と連携し、介護保険制度への円滑な移行をご案内します。

②日中活動系サービスの充実

●現状と課題

生活介護をアンケート調査の結果からみると、現在の利用状況と比べて3年以内の利用意向の割合がやや高くなっていることから、利用者の増加が見込まれます。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）をアンケート調査の結果からみると、障がい者では、現在の利用状況と3年以内の利用意向の割合に大きな違いがみられないため、今後も安定した利用状況が見込まれます。障がい児でも利用意向はあり、今後18歳以上になった場合に利用したいと考えている人が1割程度います。

就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）をアンケート調査の結果からみると、3年以内の利用意向の割合が1割程度となっており、今後18歳以上になった場合に利用したいと考えている人が一定数いると考えられます。

療養介護については、その対象者が限られていることや市内・近隣市町村に事業所がないこと、アンケート調査の結果からも今後のサービス利用状況は安定していると考えられます。

短期入所をアンケート調査の結果からみると、障がい児では現在の利用状況と比べて3年以内の利用意向の割合が高くなっています。また、福祉型短期入所の実績は増加傾向にあります。今後は利用者増加や利用意向に伴い、安定した提供体制が必要です。

●施策の方針

- 利用したい人すべてにサービスが提供できるように必要量の確保に努めます。

●第4期小郡市障害福祉計画の実績

＜日中活動系サービスの実績＞

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
生活介護	人日	2,550	2,678	2,650	2,641	2,750	2,421
自立訓練 (機能訓練)	人日	20	4	20	45	20	32
自立訓練 (生活訓練)	人日	160	184	180	107	200	91
就労移行支援	人日	288	475	320	402	352	468
就労継続支援 (A型)	人日	678	1,102	778	1,419	878	1,364
就労継続支援 (B型)	人日	1,377	1,448	1,411	1,473	1,445	1,562
療養介護	人	10	10	10	9	10	9
福祉型 短期入所	人日	114	76	120	121	126	131
医療型 短期入所	人日	9	19	10	8	11	12
就労定着支援 【新規】	人	-	-	-	-	-	-

※人日：月あたりの平均延利用日数

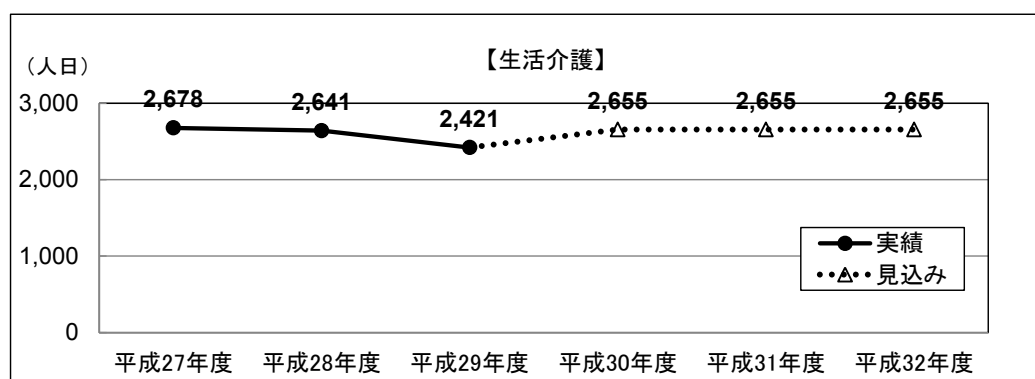
※平成 29 年度については、7 月末までの実績

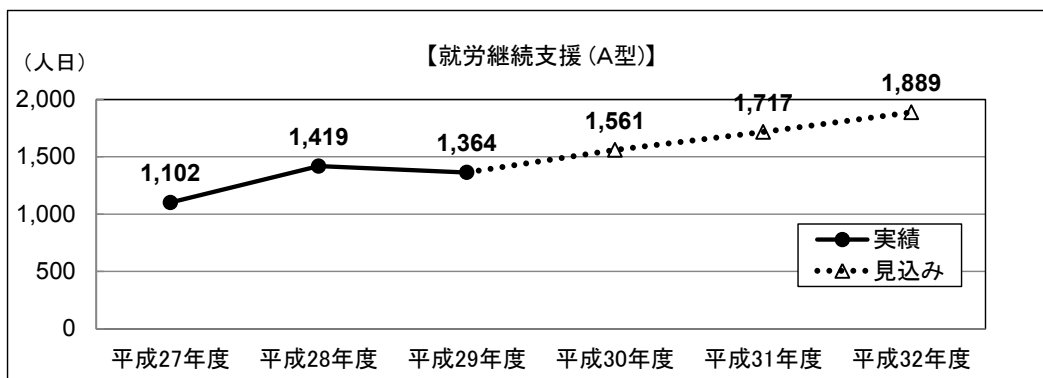
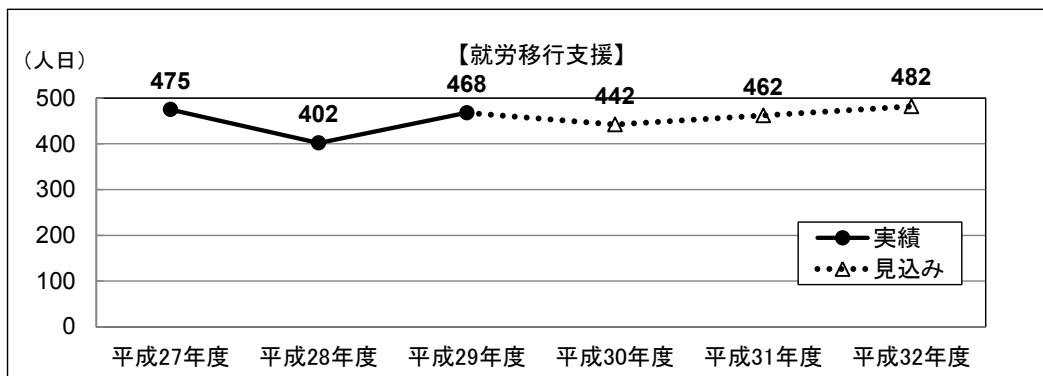
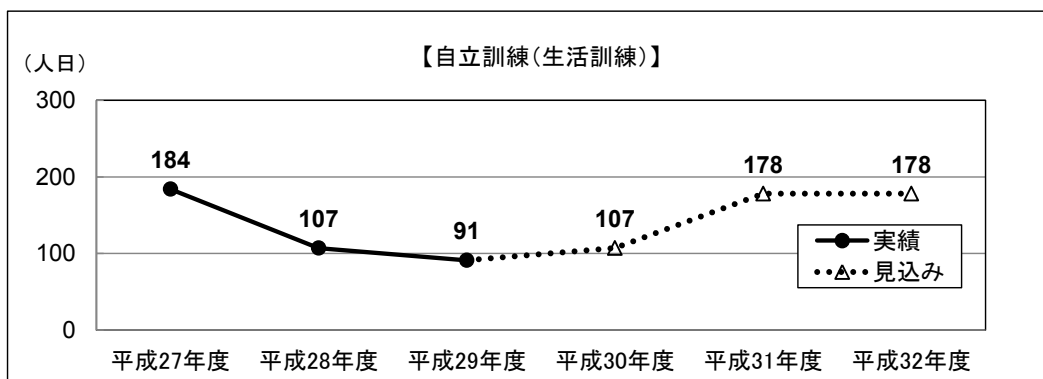
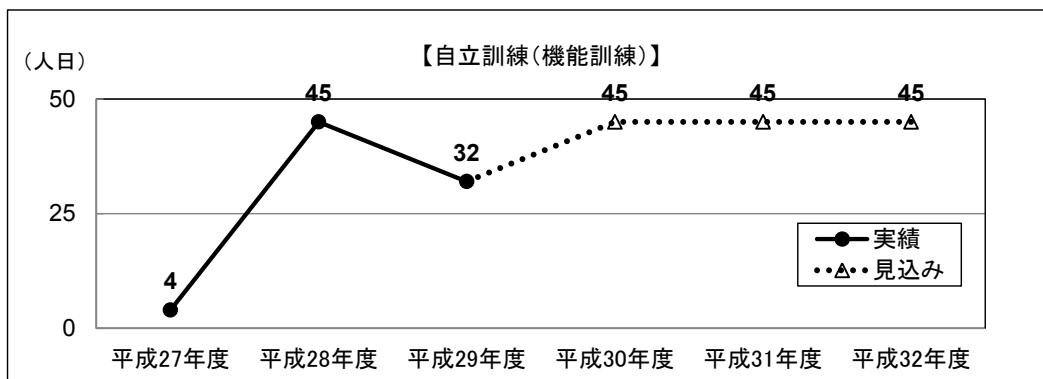
●サービス量見込み

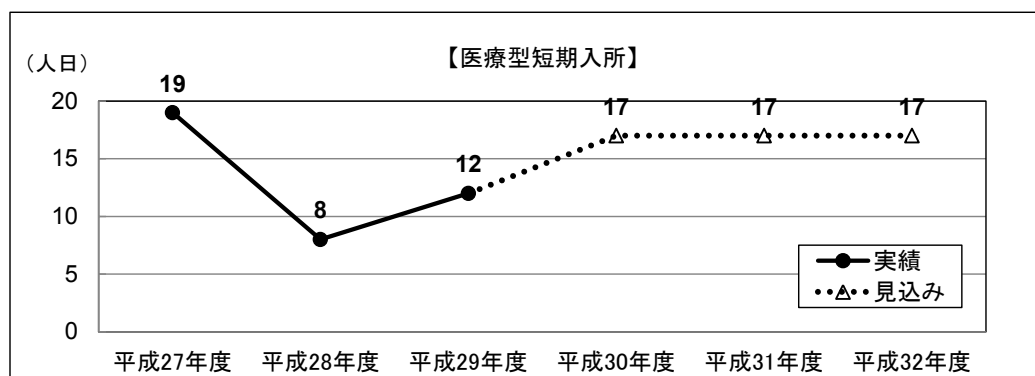
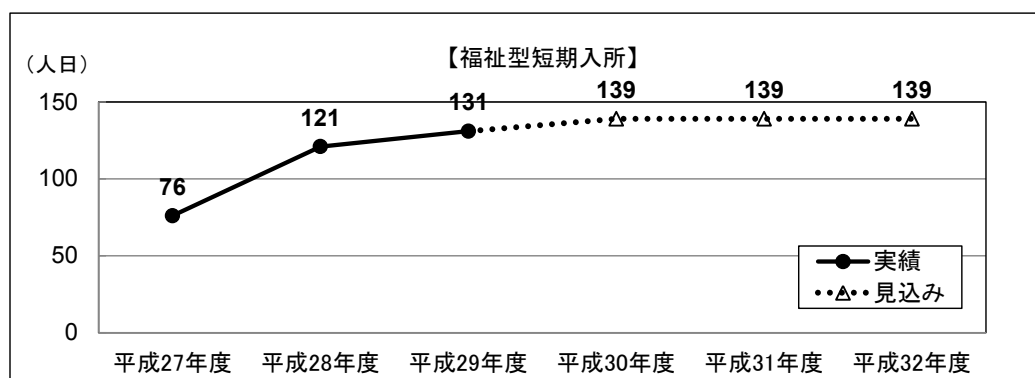
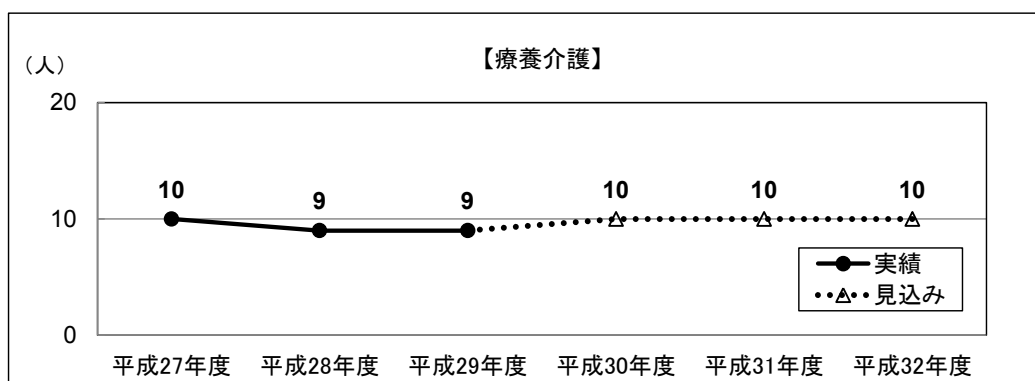
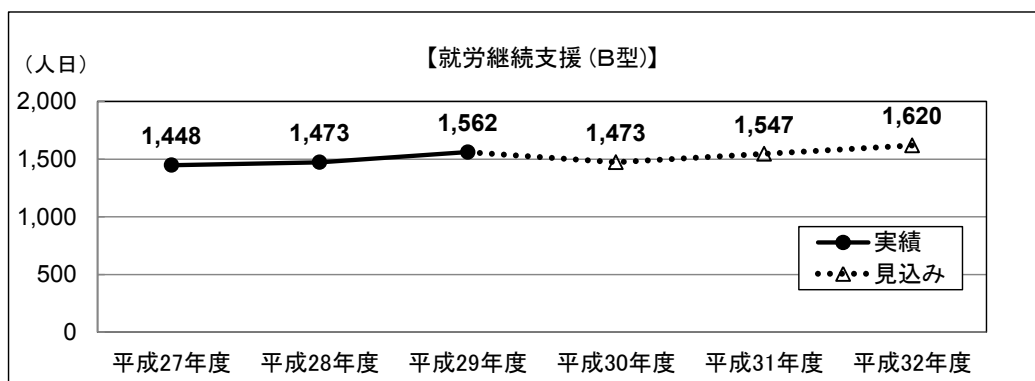
<日中活動系サービスの見込み>

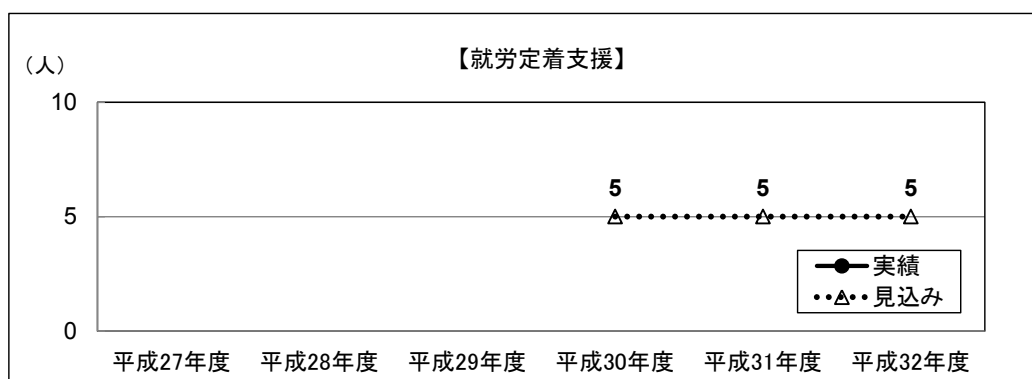
	市内事業所数	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	4	人日	2,655	2,655	2,655
		人	127	127	127
自立訓練 (機能訓練)	0	人日	45	45	45
		人	4	4	4
自立訓練 (生活訓練)	2	人日	107	178	178
		人	8	11	11
就労移行支援	5	人日	442	462	482
		人	26	28	29
就労継続支援 (A 型)	5	人日	1,561	1,717	1,889
		人	77	85	93
就労継続支援 (B 型)	6	人日	1,473	1,547	1,620
		人	81	85	89
療養介護	0	人	11	11	11
福祉型短期入所	2	人日	139	139	139
		人	20	20	20
医療型短期入所	0	人日	17	17	17
		人	5	5	5
就労定着支援 【新規】	0	人	5	5	5

※人日：月あたりの平均延べ利用日数









●確保方策及び具体的な方策

- 事業者に対する県等の補助金や研修等の周知を行い、サービスの提供体制の充実を図ることで、見込量の確保を図ります。
- 市内の就労系サービス事業所と連携を深めながら、就労支援並びに定着支援を進めていきます。
- 就労系サービスの情報提供と啓発活動を行い、サービス利用者の一般就労へつながるよう努めます。

③居住系サービスの充実

●現状と課題

共同生活援助（グループホーム）をアンケート調査の結果からみると、現在の利用状況と比べて3年以内の利用意向の割合に大きな違いがみられないため、安定した利用状況であることがうかがえます。しかし、関係団体へのヒアリング調査では、共同生活援助（グループホーム）が不足しているという回答が多くあがっており、潜在的な利用希望者がいると考えられます。

施設入所支援をアンケート調査の結果からみると、現在の利用状況と比べて3年以内の利用意向に大きな違いはみられません。国の基本指針において「施設入居者の地域生活への移行」の成果目標として、「平成 32 年度末までに、平成 28 年度末時点の施設入居者から2%以上削減」し、「平成 28 年度末の施設入所者と比較した平成 32 年度末時点での地域生活に移行する者の割合を9%以上」とすることがあげられています。

●施策の方針

本人の意向を尊重しながら、地域生活への移行ニーズに corres 応するために努めていきます。

潜在的なものも含め利用者のニーズに対応するため、今後、サービスの増加を目指し、場所の確保に努めます。

●第4期小郡市障害福祉計画の実績

<居住系サービスの実績>

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
自立生活援助 【新規】	人	-	-	-	-	-	-
共同生活援助 (グループホーム)	人	40	33	45	29	50	38
施設入所支援	人	82	88	81	90	80	89

※月あたりの実利用人数

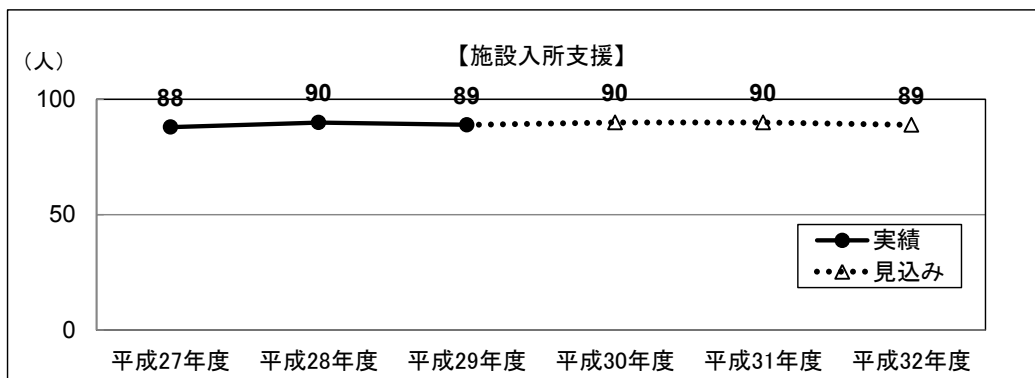
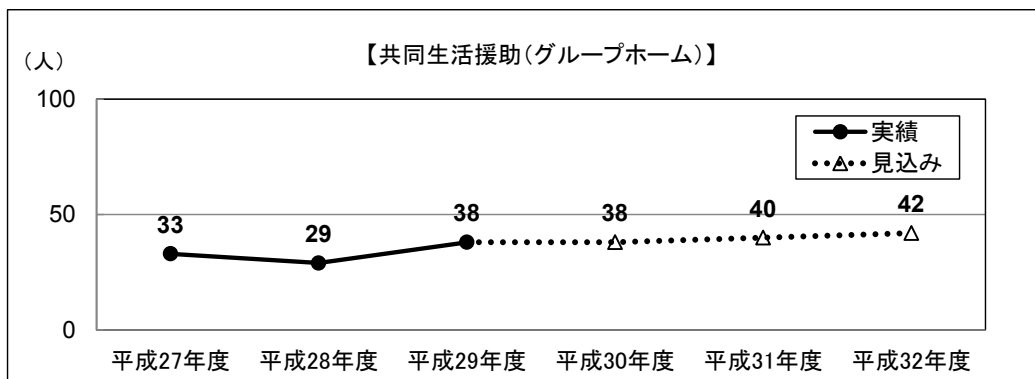
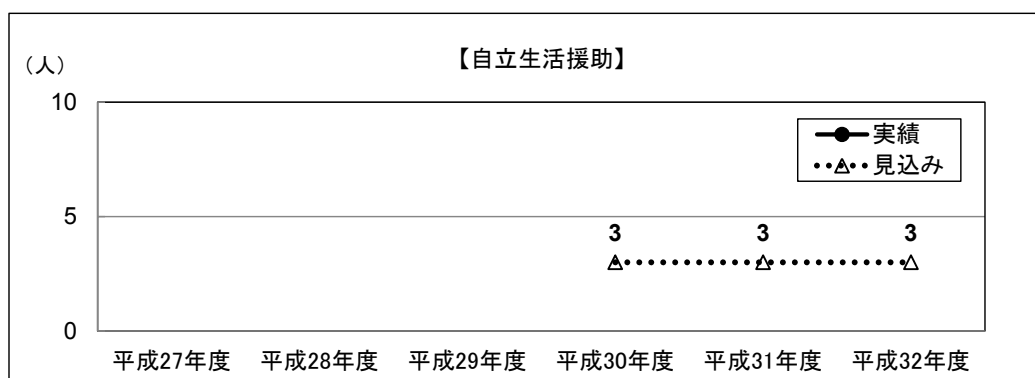
※平成 29 年度については、7 月末までの実績

●サービス量見込み

<居住系サービスの見込み>

	市内事業所数	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助 【新規】	0	人	3	3	3
共同生活援助 (グループホーム)	5	人	38	40	42
施設入所支援	1	人	90	90	89

※人日：月あたりの平均延べ利用日数



●確保方策及び具体的な方策

- 共同生活援助（グループホーム）の空き状況を適宜把握しながら、充足に努めます。
- 施設入所から地域生活へ移った場合、どのような支援があるのかについて情報提供を行っていきます。
- 今後は、重度障がい者向けの共同生活援助（グループホーム）の整備について検討していきます。
- 相談支援事業所と連携しながら、地域移行の推進に努めます。

④相談支援の充実

●現状と課題

アンケート調査の結果からみると、小郡市が今後重点的に進めるべきことでは障がい者・児ともに「障がいがある人への情報提供や相談窓口の充実」が2割～3割となっています。

●施策の方針

法改正により、今後の需要増加が見込まれることから、障がい種別にとらわれずすべての障がい者及び児童について相談支援を受ける事業所が必要です。障がい者・児の状況に応じた福祉サービスが利用できるよう、事業所向けの研修等を通してサービスの質の向上に取り組みます。

基幹相談支援センターや相談支援（地域生活支援事業）事業者が障がいに関する相談、必要な情報の提供や助言といった役割を果たせるよう、相談支援体制づくりを進めます。

どの事業所、どの医療機関に相談しても、相談支援事業所を経て適切なサービス利用ができるよう、事業所・医療機関のネットワークを強化します。

施設入所及び病院に入院している人を地域移行するための相談支援や一人暮らしに移行した人への相談支援について、必要量を見込みます。

●第4期小郡市障害福祉計画の実績

<相談支援の実績>

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
計画相談支援	人	390	377	400	394	410	213
地域相談支援 (地域移行支援)	人	5	0	5	1	5	0
地域相談支援 (地域定着支援)	人	5	0	5	1	5	0

※年あたりの実利用人数

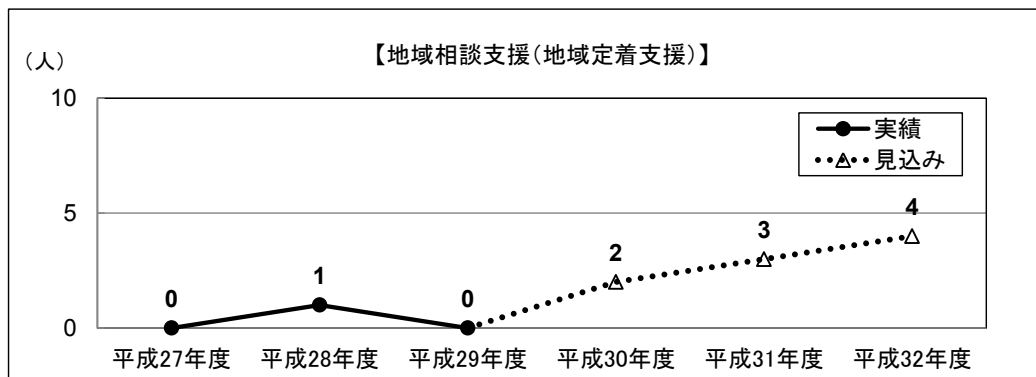
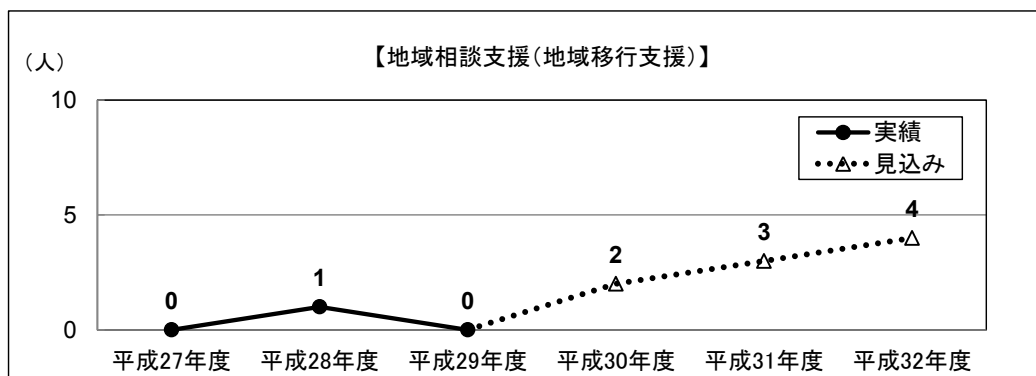
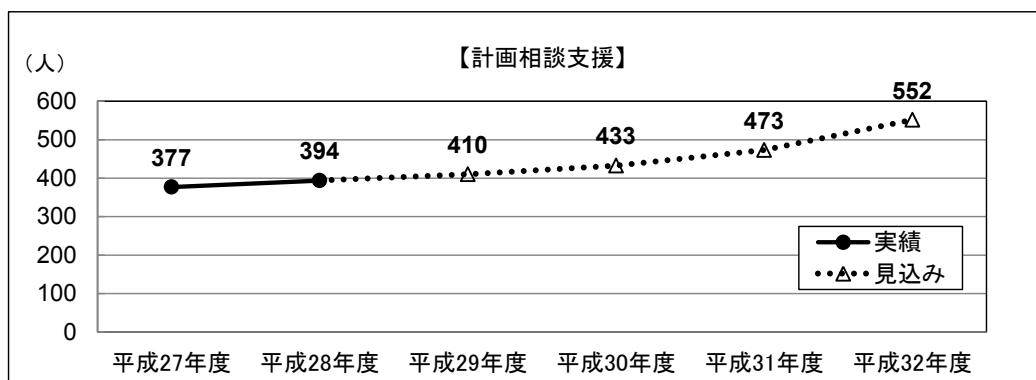
※平成 29 年は 7 月末提供分まで

●サービス量見込み

<相談支援の見込み>

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	人	433	473	552
地域相談支援 (地域移行支援)	人	2	3	4
地域相談支援 (地域定着支援)	人	2	3	4

※年あたりの実利用人数



●確保方策及び具体的な方策

○指定特定相談支援事業所の新規開設や相談支援専門員の増員等、事業所や人材の

確保ができるよう、国・県等からの情報を積極的に周知します。

○自立支援協議会と連携し、現在も行われているネットワーク会議等を継続的に
行い、事業所間の連携を強化していきます。

○基幹相談支援センターが中心となり、関係機関や相談支援事業者の連携によって
相談支援の充実に努めます。

⑤地域生活支援事業の充実

●現状と課題

アンケート調査の結果をみると、障がい者・児に対する市民の理解は「深まっていない」や「どちらとも言えない」と感じている人が半数以上います。今後は、さらに市民の理解が深まるように、啓発や社会教育を充実させていく必要があります。

●施策の方針

障がいへの理解が深まるように、啓発や交流ができる機会づくりに努めます。

●第4期小郡市障害福祉計画の実績

◇理解促進研修・啓発事業

<理解促進研修・啓発事業の実績>

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
理解促進研修 ・啓発事業	有	有	有	有	有	有

※平成 29 年度については、7 月末時点での実績

●サービスの見込み

<理解促進研修・啓発事業の見込み>

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修 ・啓発事業	有	有	有

●確保方策及び具体的な方策

○講演会を開催し、少しでも多くの人の障がい者・児への理解が深まる内容等の充実に努めます。

○イベントを通じて地域住民と障がい者・児との交流活動ができるように努めます。

◇自発的活動支援事業

●現状と課題

小郡市においては、学校の長期休暇を利用して、ボランティアの育成を目的とした「障がい児スクール」を実施しています。毎回多くの地域住民の方々にボランテ

ィアとして参加していただき、障がい児との交流を図っています。

●施策の方針

障がい児と関わることは理解促進につながるため、今後も取り組みを支援していきます。

●第4期小郡市障害福祉計画の実績

<自発的活動支援事業の実績>

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
自発的活動支援事業	有	有	有	有	有	有

※平成29年度については、7月末時点での実績

●サービスの見込み

<自発的活動支援事業の見込み>

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自発的活動支援事業	有	有	有

●確保方策及び具体的な方策

○障がい者・児が身近な地域で安心して活動できるよう、地域の資源と連携して自発的な活動を働きかける等、地域の団体等が自発的に行う活動について引き続き検討していきます。

○今後も、「障がい児スクール」でボランティアを募り、障がい者・児との交流や理解促進の場の提供を行うことで、ボランティア活動を支援していきます。

◇相談支援事業等

●現状と課題

アンケート調査の生活上や将来についての不安や悩みでは経済的なことや二次障がい等の様々な不安や悩みを持っている人がいます。一方、特に不安や悩みはないは少なくなっています。

相談相手では、相談支援事業所へ相談している人は少なく、多くの人が家族や医療機関に相談している結果となっています。

●施策の方針

気軽に不安や悩みを相談できる場所として周知に努めます。

●第4期小郡市障害福祉計画の実績

<相談支援の実績>

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
相談支援事業	箇所	3	2	4	2	4	3
基幹相談支援センター 設置の有無		有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業実施の有無		有	有	有	有	有	有

※平成 29 年度については、7 月末時点での実績

●サービスの見込み

<相談支援の見込み>

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
相談支援事業	箇所	5	5	5
基幹相談支援センター 設置の有無		有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業実施の有無		有	有	有

●確保方策及び具体的な方策

○障がいに関して、何でも相談できる場所として、基幹相談支援センターや相談支援事業所の周知を行います。

◇成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

●現状と課題

成年後見制度についてのパンフレットの福祉課窓口の設置や、自立支援協議会で研修会を行い、関係機関にパンフレットを配布し周知を行っています。

実績をみると、成年後見制度の利用支援事業の利用者は平成 27 年度～平成 29 年度の間で各年度 1 人、成年後見制度法人後見支援事業の実施については平成 27 年度～29 年度でなしとなっています。今後も潜在的に利用が必要な人のためにも周知・利用拡大を行う必要があります。

●施策の方針

成年後見制度の利用が必要な障がい者のために、周知や情報提供を行うとともに引き続き必要な支援を行います。

●第4期小郡市障害福祉計画の実績

＜成年後見制度利用支援事業の実績＞

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
成年後見制度 利用支援事業	人	2	1	2	1	2	1

※平成29年度については、7月末時点での実績

＜成年後見制度法人後見支援事業の実績＞

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
成年後見制度法人 後見支援事業	有	無	有	無	有	無

※平成29年度については、7月末時点での実績

●サービス量見込み

＜成年後見制度利用支援事業の見込み＞

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度 利用支援事業	人	2	2	2

＜成年後見制度法人後見支援事業の見込み＞

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度法人 後見支援事業	人	1	1	1

●確保方策及び具体的な方策

- 成年後見制度について障がい者福祉のしおりやホームページ等で周知し、市民だけでなく、福祉施設・サービス事業所や医療機関等、広く周知を図ります。
- 「成年後見制度法人後見支援事業」については、自立支援協議会やその他団体等と連携しながら法人後見を実施可能な法人等の確保に努めます。

◇意思疎通支援事業・手話奉仕委員養成研修事業

●現状と課題

意思疎通支援についてアンケート調査の結果をみると、現在の利用状況と比べて今後3年間で利用意向の割合がほぼ同数であり、今後も安定した利用が見込まれます。

●施策の方針

意思疎通を図ることが困難な人のためにも、今後も事業を推進していきます。

●第4期小郡市障害福祉計画の実績

<意思疎通支援事業の実績>

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
意思疎通支援事業	人	30	25	30	27	30	14

※平成29年度については、7月末時点での実績

<手話奉仕委員養成研修事業の実績>

	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
手話奉仕委員養成研修事業	人	25	25	25	17	25	20

※平成29年度については、7月末時点での実績

●サービス量見込み

<意思疎通支援事業の見込み>

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
意思疎通支援事業	人	30	30	30

<手話奉仕員養成研修事業の見込み>

	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員養成研修事業	人	25	25	25

●確保方策及び具体的な方策

- 障害者差別解消法や障害者権利条約等により合理的な配慮がなされる取り組みに対応できる体制づくりは社会全体の大きな課題であるため、今後も必要量の確保に努めます。
- 意思疎通支援事業の安定した提供のため、「手話奉仕員養成研修事業」として、毎年度、講座等を開催し、手話奉仕員の確保に努めます。
- 高齢のろうあ者には読み書きが苦手な方が少なくないため、今後も引き続き手話奉仕員養成研修を開催することにより、手話や聴覚障がいへの理解及び交流活動等の促進を図っていきます。

◇日常生活用具給付事業

●現状と課題

平成 27 年度から平成 28 年度までの実績によると、排せつ管理用具は増加しています。その他は年度によって大きな差はみられません。

●施策の方針

ニーズに合った日常生活用具の給付ができるよう努めます。

●第 4 期小郡市障害福祉計画の実績

<日常生活用具給付事業の実績>

	単位	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績
介護・訓練 支援用具	件数	2	3	2	4	2	2
自立生活 支援用具	件数	10	9	10	9	10	0
在宅療養等 支援用具	件数	10	6	10	6	10	1
情報・意思疎通 支援用具	件数	10	28	10	22	10	11
排せつ管理 用具	件数	1200	870	1300	978	1400	465
居宅生活動作 補助用具	件数	2	1	2	2	2	0

※平成 29 年度については、7 月末時点での決定件数

●サービス量見込み

<日常生活用具給付事業の見込み>

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練 支援用具	件数	4	4	4
自立生活 支援用具	件数	9	9	9
在宅療養等 支援用具	件数	6	6	6
情報・意思疎通 支援用具	件数	28	28	28
排せつ管理 用具	件数	1,076	1,174	1,174
居宅生活動作 補助用具	件数	2	2	2

●確保方策及び具体的な方策

○障がい者・児の在宅生活を支援するためにも、必要な日常生活用具の給付を引き続き行います。

◇移動支援事業

●現状と課題

平成27年度からの実績をみると、実利用者数・延べ利用時間数については、減少傾向にあります（平成29年度は7月末現在の実績です）。

アンケート調査の結果をみると、外出時に不便に感じていることについて、「介助者がいない」、「周りの人に手助けを頼みにくい」等の回答もあがっており、更なる周知が必要だと考えられます。

障がい者・児の社会参加の促進に加え、障がい者・児の自立に向けて、支援の充実に努める必要があります。

●施策の方針

障がい者・児の社会参加の促進に加え障がい者・児の自立に向けて、支援の充実及び周知に努めます。

●第4期小郡市障害福祉計画の実績

<移動支援事業の実績>

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
実施個所数 (箇所)	37	38	38	38	39	38
実利用者数 (人)	65	66	70	62	75	54
延べ利用時間数 (時間)	5,000	4,474	5,300	4,156	5,600	1,892

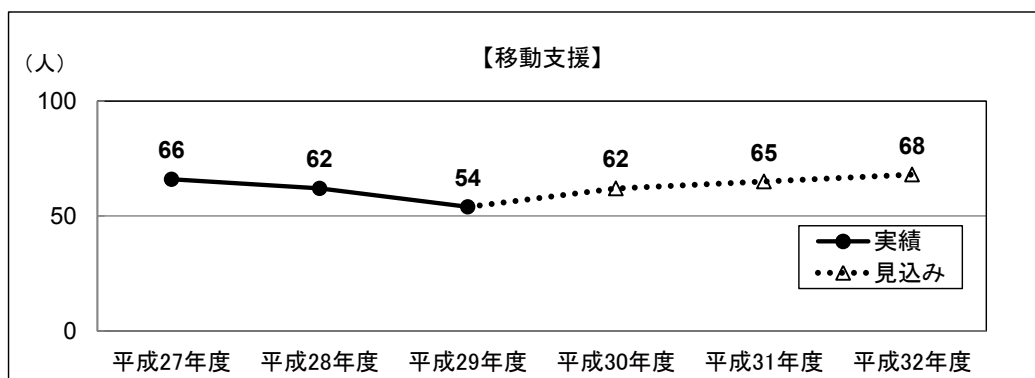
※平成29年度については、7月末時点での実績

●サービス量見込み

<移動支援事業の見込み>

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施個所数 (箇所)	38	39	40
実利用者数 (人)	62	65	68
延べ利用時間数 (時間)	4,300	4,400	4,500

※ひと月あたりの平均



●具体的な確保方策と今後の方策

- 事業の参入への呼びかけを行う等して、市内事業者数の増加を図り、利用希望者が住み慣れた地域で自分に合った事業所を選択できる等、利用しやすい状態を整えていきます。
- 周知徹底を図り、「困っている」状況の解消に努めます。

◇地域活動支援センター事業

●現状と課題

アンケート調査の結果をみると、現在の利用状況と今後3年間で利用意向の割合がほぼ同数ではありますが、平成27年度から平成29年度の利用実績人数をみると、見込みを大きく上回っています。

●施策の方針

すべての利用者がサービスを利用できるように充実に努めます。

●第4期小郡市障害福祉計画の実績

<地域活動支援センター事業の実績>

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
実施個所数 (箇所)	3	3	3	3	3	3
実利用者数 (人)	50	246	50	229	50	140

※平成29年度については、7月末時点での実績

●サービス量見込み

<地域活動支援センター事業の見込み>

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施個所数 (箇所)	2	2	2
実利用者数 (人)	250	250	250

●確保方策及び具体的な方策

- 「就労支援事業所等からの優先調達の推進」の取り組みを推進し、地域活動支援センターⅢ型で作られた商品等の周知を行い、工賃の増加や利用者の自立へつなげていけるよう努めます。
- 今後も事業所が持つ特性や機能をうまく活かしていけるように支援を行います。

◇自動車運転免許取得・改造助成事業

●現状と課題

自動車改造助成事業については、就労等のために車の改造が必要な身体障がい者のみとなっていますが、自動車運転免許取得助成事業については、手帳を所持しており自立更生が見込まれる者となっており、障がいの制限はありません。

アンケート調査の結果では、現在の利用状況と比べて今後3年間の利用意向の割合は高くなっており、「福祉施設から地域社会への移行」という点から障がい者の日常生活の利便と生活圏拡大を図るため、この制度を引き続き維持していく必要があります。

●施策の方針

地域社会への移行をさらに推進していくためにも、必要としている人のためにも周知等を行っていきます。

●第4期小郡市障害福祉計画の実績

＜自動車運転免許取得・改造助成事業の実績＞

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
実利用者数 (人)	5	2	5	2	5	5

※平成29年度については、7月末時点での実績

●サービス量見込み

＜自動車運転免許取得・改造助成事業の見込み＞

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数 (人)	9	9	9

●確保方策及び具体的な方策

- 市内の自動車学校や就労移行支援事業者等に周知を図ります。

◇日中一時支援事業

●現状と課題

実施か所数は増加傾向にあり、実利用者数も平成 28 年度までは増加傾向となっています。

●施策の方針

今後もサービスの提供体制を維持していくために、事業所への情報提供を行います。

●第 4 期小郡市障害福祉計画の実績

<日中一時支援事業の実績>

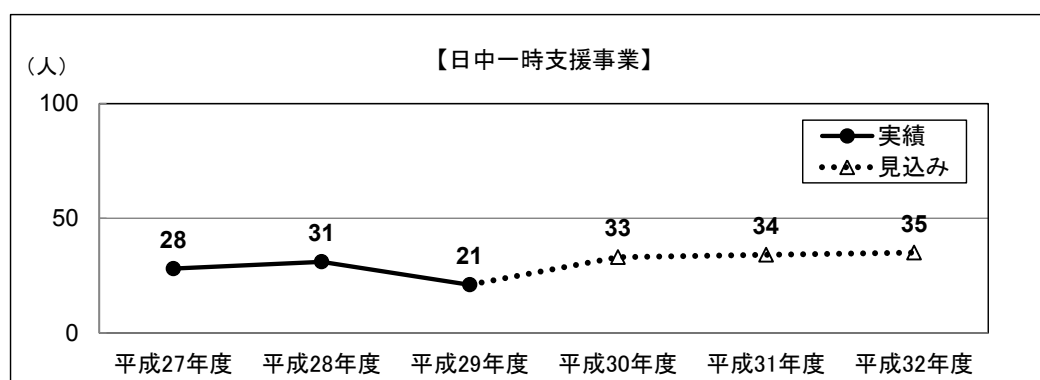
	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
実施か所数 (か所)	30	27	31	28	32	28
実利用者数 (人)	50	28	55	31	60	21

※平成 29 年度については、7 月末時点での実績

●サービス量見込み

<日中一時支援事業の見込み>

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施か所数 (か所)	28	29	30
実利用者数 (人)	33	34	35



●確保方策及び具体的な方策

○障がい者・児の日中における活動の場を提供し、見守り及び日常的な訓練等を行うよう努めます。

○障がい者・児の家族の就労支援及び障がい者・児を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的に実施し、障がい者・児及びその家族への支援の充実に努めます。

- 新規事業者に働きかけを行い、身近な地域で負担軽減が図れるよう努めます。
- 自立支援協議会と連携し、サービスの質の向上を図ります。

◇訪問入浴サービス事業

●現状と課題

利用者の実績は平成 29 年度では 4 人となっています。今後も増えていくと考えられるため、十分な見込みを計画する必要があります。

●施策の方針

入浴が困難な障がい者・児のためにも引き続き事業を実施します。

●第 4 期小郡市障害福祉計画の実績

<訪問入浴サービス事業の実績>

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
実施か所数 (か所)	4	2	4	2	4	2
実利用者数 (人)	5	3	5	2	5	4

※平成 29 年度については、7 月末時点での実績

●サービス量見込み

<訪問入浴サービス事業の見込み>

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施か所数 (か所)	2	2	2
実利用者数 (人)	6	6	7

●確保方策及び具体的な方策

- 安定したサービス提供ができるよう、事業者の維持等に努めます。

◇更生訓練費支給事業

●現状と課題

現在、更生訓練費支給事業の対象となるのは、身体障がい者で自立訓練や就労移行支援を利用する人となっています。

平成 27 年度からの実績は低いため、対象者への周知や拡大が課題と考えられます。

●施策の方針

社会復帰の促進を図るためにも、周知の徹底と利用拡大を進めます。

●第4期小郡市障害福祉計画の実績

<更生訓練費支給事業の実績>

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
実利用者数 (人)	3	0	3	1	3	1

※平成29年度については、7月末時点での実績

●サービス量見込み

<更生訓練費支給事業の見込み>

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者数 (人)	1	1	1

●確保方策及び具体的な方策

○現在の更生訓練費支給事業の対象者は、身体障がい者のみとなっていますが、自立訓練・就労移行支援については身体障がい者だけではなく、知的障がい者と精神障がい者の利用や利用希望が高くなっています。このため、対象者を身体障がい者だけに限定せず、対象の拡大を検討します。

○更生訓練への意欲を高め社会復帰促進を図るため、この制度を引き続き維持していきます。

◇巡回支援専門員整備事業

●現状と課題

平成27年度から発達障がい等に関する知識を有する専門員が小郡市内の保育所等を巡回し、支援をする職員や保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等を行っています。ケースに応じて、適切な支援につなぐことができるよう、関係機関との連携強化に努めていく必要があります。

●施策の方針

関係機関との連携を強化し、今後も障がいの早期発見・早期対応のために行います。

●第4期小郡市障害福祉計画の実績

<巡回支援専門員整備事業の実績>

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績
実施件数 (件)	-	18	-	17	-	28

※平成27年度は12月より実施

※平成29年度については、7月末時点での実績

●サービス量見込み

<巡回支援専門員整備事業の実績>

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施件数 (件)	156	156	156

●確保方策及び具体的な方策

○障がいの早期発見・早期対応の観点からも、ニーズに合わせて事業を行っていきます。

⑥事業者の育成

●現状と課題

自立支援協議会において、平成25年度からは、市内事業者だけでなく近隣市町村の事業者も対象とした就労セミナーを開催しています。また、平成26年度から活動している居宅・日中活動・住まい・就労・児童通所の各分野のワーキングチームに加え、平成29年度より計画相談支援事業所のワーキングチームを設け、事業所間の連携をとりスキルアップを目指して活動しています。

しかし、基幹型相談支援センターの充実・機能強化、事業所のスキルの標準化等の課題が残っています。

関係団体へのヒアリング調査でも事業所を運営する課題として人材育成が多くの事業所からあがっており、質の高いサービスを提供するためにも現場の状況に応じて研修・指導を行う必要があります。また、人材不足についての意見も多くあがっており、人材確保のための取り組みが必要です。

●施策の方針

安心で質の高いサービスを安定して提供できる体制を確保するため、関連事業者の人材の確保と資質の向上を支援していきます。

●具体的な取り組み

○県が行う各種研修や説明会等の周知に努めます。

○事業者の資質向上のため、自立支援協議会と連携しながら、就労セミナーやネットワーク会議等での研修の充実を図るとともに、各ワーキングチームでの様々な課題についての研究活動を推進します。

○自立支援協議会のネットワーク会議等の場において、制度の紹介や説明を行うことで事業者への制度理解を図るとともに、ライフステージに応じた制度案内を伝えるよう、説明の機会の確保に努めます。

⑦当事者団体の育成

●現状と課題

障がい者・児やその家族が、悩みを相談したり、社会的な孤独の解消、情報入手等の機会を増やすため、同じ境遇の人々とネットワークを形成し、住みやすく、安心できる社会が築けるように団体の育成を行っています。

関係団体へのヒアリング調査では、「会員の高齢化」「新規加入者がいないこと」「資金不足」等の声が上がっており、活動を充実させにくい状況という問題もあがっています。

●施策の方針

当事者団体が活動を十分に行えるよう様々な支援を行います。

●具体的な取り組み

○自発的活動支援事業を推進していきます。

○当事者団体の主体性を尊重しながら、運営費補助や運営助成を行い、活動を支援します。

○地域において当事者団体等を支援するボランティア等の育成に努めます。

○当事者団体の次世代の人々へのリーダー育成を、他の団体との交流等により推進します。

⑧発達障がい者・児への支援

●現状と課題

関係団体へのヒアリング調査では、発達障がいの診断を待機せざるを得ない子がいることや適切に診断できる人材が少ないという問題点があがっています。早期発見や適切な対応の観点からも発達障がいに関する支援体制の充実や学習会の開催が必要であると考えられます。

小郡市ではネットワーク会議やワーキングチーム活動を通じて発達障がいの学習会等を行っています。保育所等訪問事業をはじめ、平成 27 年からは巡回支援専門員整備事業を行っており、発達障がい等に関する知識を有する専門員が巡回し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行っています。平成 28 年度までは公立保育所のみ実施していましたが、平成 29 年度からは私立保育所でも巡回を実施しています。

発達障がい児の数が増加していることもあり、特別支援学級の在籍者の増加や保育所等訪問支援、巡回支援専門員整備事業のニーズが増加しています。支援体制を充実させるためにも、対応体制の強化が必要です。

●施策の方針

各機関が連携し切れ目のない支援体制の確立と更なる理解のため努めます。

●具体的な取り組み

- ネットワーク会議やワーキングチーム活動を通じて今後も学習会を開催します。
- 自立支援協議会を通じて関係機関への情報提供、連携強化を推進していきます。
- 地域のニーズを把握しながら、巡回専門員整備事業を行い、障がいの早期発見・早期対応に努めます。

(2) 権利擁護の推進

①障がい者・児への差別解消の推進

●現状と課題

国は、「障害者権利条約」の批准に向けて、平成25年6月に「障害者差別解消法」を公布し、平成26年1月に「障害者の権利条約」を批准しました。「障害者差別解消法」については平成28年4月より施行されています。「障害者差別解消法」では、障がい者・児が壁を感じないように「合理的配慮」をすることが行政の義務となっています。

全ての障がい者・児が個人としての尊厳を重んじられるように行政職員はもちろんのこと、民間業者や市民に対しても広く啓発していくことが課題となります。

●施策の方針

障がいに対する理解不足や偏見といった、心理的な障壁等の社会に存在する心のバリアを取り除き、「人にやさしい社会づくり」を推進します。

●具体的な取り組み

【地域住民への啓発】

- 障がい者・児の権利及び個人としての尊厳について、市民一人ひとりに自身の行動や認識について見つめなおして頂けるような啓発活動に努めます。

【行政職員への意識づけ】

- 障がい者・児に関する施策や事業を担当する職員だけではなく、すべての職員に対し、障がい者・児への差別解消や合理的配慮について、研修等の方法により啓発を進めていきます。

【交流の場づくり】

- 小郡市自立支援協議会等を活用し、障がい者・児に関する理解につながる交流を図ります。
- 市の広報誌やホームページを活用し、障がい者・児と交流できるイベント等を掲載し交流の機会の周知を行います。

②障がい者・児への虐待防止の推進

●現状と課題

平成 24 年 10 月に、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者・児の権利利益の擁護に資することを目的とする「障害者虐待防止法」（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が施行されました。

アンケート調査の結果をみると、虐待を受けたことがある人は障がい者全体で 1 割未満となっていますが、所持している手帳の種類によっては 1 割を超えているものもあります。そのため、障がい者・児に対する虐待通報時等の速やかな対応のため、マニュアル等を作成し虐待の深刻化を防げるように努めています。しかし、アンケート調査の結果によると、虐待通報専用電話や虐待通報の窓口の認知度は、「知らない」が全体の 8 割以上を占めています。

また、小郡市自立支援協議会等において、虐待に関する研修や事例検討会を行っています。しかし、障がい者・児への虐待は起こらないことが最も望ましく、未然に防止することが重要です。そのため、より効果的な普及啓発、見守り体制の構築、障がい者・児に対する理解促進等およびその方法が今後の課題です。

●施策の方針

発見された方が迷わず相談や通報ができるよう、通報窓口の周知と機能の充実を図ります。また、研修・啓発活動の充実を図り、虐待を許さない地域づくりを目指します。

●具体的な取り組み

【体制整備】

- 虐待通報等に対し確実に対応できるよう、マニュアル等による対応の徹底を図るとともに、パンフレットを全市民・関係事業所等に配布します。
- 虐待通報専用電話の周知の推進を図ります。

【研修】

- 小郡市自立支援協議会等における虐待に関する研修を引き続き行います。

【見守り体制の構築】

- 既存の見守り活動を障がい者・児も含めた見守り活動へと広げ、見守り体制の構築を図ります。
- 地域における見守りの目を増やし、虐待の未然防止を図ります。

③成年後見制度の推進

●現状と課題

実績をみると、成年後見制度利用支援事業の利用者は平成 27 年度～平成 29 年度の間で各年度 1 人、成年後見制度法人後見支援事業の実施については平成 27 年度～29 年度はありませんでした。今後も潜在的に利用が必要な人のためにも周知を進めていく必要があります。

●施策の方針

成年後見制度の周知に努め、成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業の利用につなげ、障がい者の権利擁護に努めます。

●具体的な取り組み

- 利用ニーズが高いと考えられる知的障がいや精神障がいの手帳所持者に重点を置いて、成年後見制度の周知を行います。
- 知的障がいや精神障がいの手帳所持者が相談場所として選択することの多い機関等にも周知を行います。
- 「福祉施設・福祉サービス事業所」や、「医療機関」等へ周知を行い、職員と連携して制度や事業の利用への支援を行う等していきます。

2. 児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの充実

(1) サービスの必要量の確保と質の向上

①障がい児支援サービスの充実

平成 29 年 6 月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、平成 30 年 4 月からの施行となりました。この法律の改正に基づき、「第 1 期障がい児福祉計画」を一体的に策定することとなりました。

●現状と課題

【サービスの提供体制】

関係団体へのヒアリング調査では、事業所を運営する上での問題・課題について「人材育成、定着、確保が難しい」等の声も上がっており、日ごろから安定したサービス提供や質の向上に苦慮している状況が伺えます。

また、平成 28 年 4 月の障害者差別解消法が施行されており、保育所や幼稚園、普通学校での障がい児の受け入れの更なる体制、対応方法の検討が必要です。

【保育・療育・教育の連携が必要】

保育・療育・教育と、ライフステージの節目ごとに支援が途切れがちであり、ライフステージに合わせた切れ間のない支援を行える体制づくりが課題となります。

自立支援協議会において、平成 24 年から「学校教育連絡会」を設け障がい福祉と教育機関の連携を図っています。

【家族への支援やフォローも必要】

保護者への介護（介助）負担の軽減として、日中一時支援事業を行っており、短期入所、放課後等デイサービス等のサービスも、負担軽減の一翼を担っています。しかし、利用者の状態（年齢、障がい種別、障がいの状態等）により、受け入れが難しいこともあるため、充分とはいえない状況です。

社会福祉協議会では、放課後、ボランティアに障がい児と過ごしていただく「タイムケア事業」が行われており、保護者の負担軽減が図られています。

障がい児の親への支援やフォローとしては、相談支援がその一翼を担っていると考えられますが、障がい児に関することの相談となるため、保護者への直接的な支援とはいえない状況です。

【障がい児が日中過ごす場所がない】

放課後等デイサービスについては、サービス利用量が増加している状態です。サービス利用のニーズは多くあるため、今後も必要量の確保が重要であると考えられます。

●施策の方針

潜在的ニーズを踏まえた必要なサービス量を見込み、確保できるよう努めます。

障がい児たちが適切な支援等を受けながら地域の中で成長していけるよう、自立支援協議会や関係機関等と連携しながら体制を整え、障がい児のいる家庭を支援し、保護者の負担軽減を図ります。

●児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの実績

<児童福祉法に基づく障がい児支援サービスの実績>

	市内事業所数	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	6	人日	297	287	357
		人	27	34	43
放課後等 デイサービス	6	人日	595	898	958
		人	63	83	84
保育所等訪問支援	2	人日	14	13	6
		人	11	12	7
医療型 児童発達支援	0	人日	0	0	0
		人	0	0	0
居宅訪問型児童 発達支援【新規】	0	人日	-	-	-
		人	-	-	-
障がい児相談支援	4	人	113	136	26
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を 調整するコーディネー ターの配置【新規】	-	人	-	-	-

※平成 29 年度は 7 月末サービス提供分までの実績

<障がい児の受け入れ体制の実績>

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
保育所	人	13	18	21
認定こども園	人	-	-	-
地域型保育事業	人	-	0	0
放課後児童健全 育成事業	人	10	9	11

●サービス量見込み

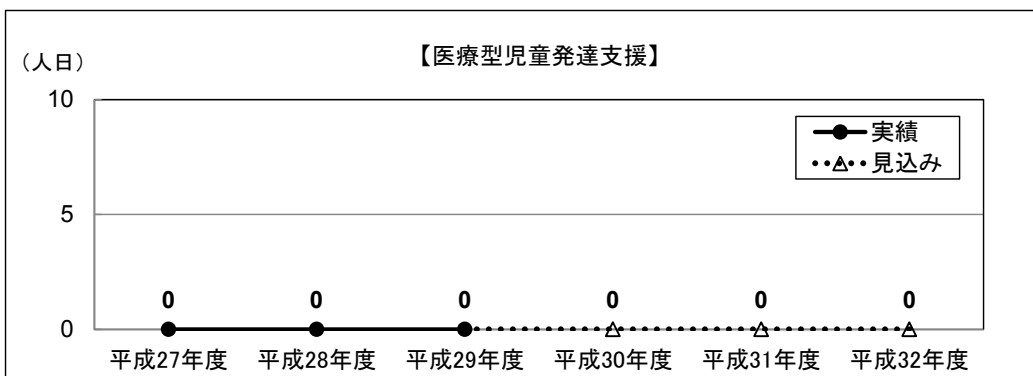
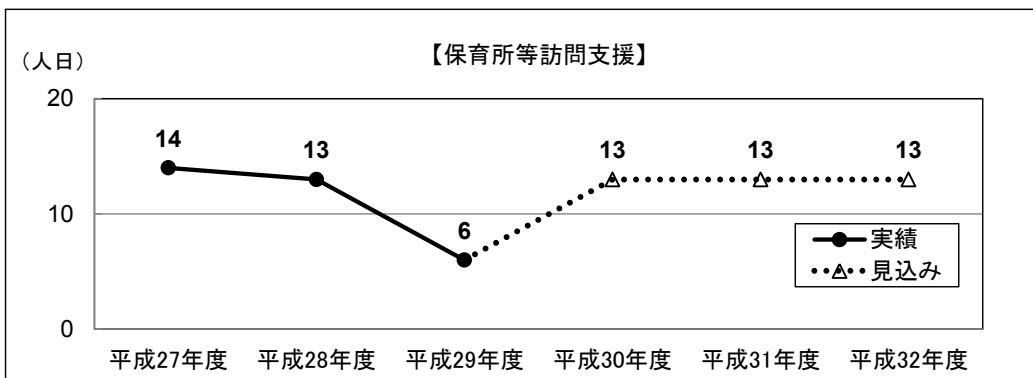
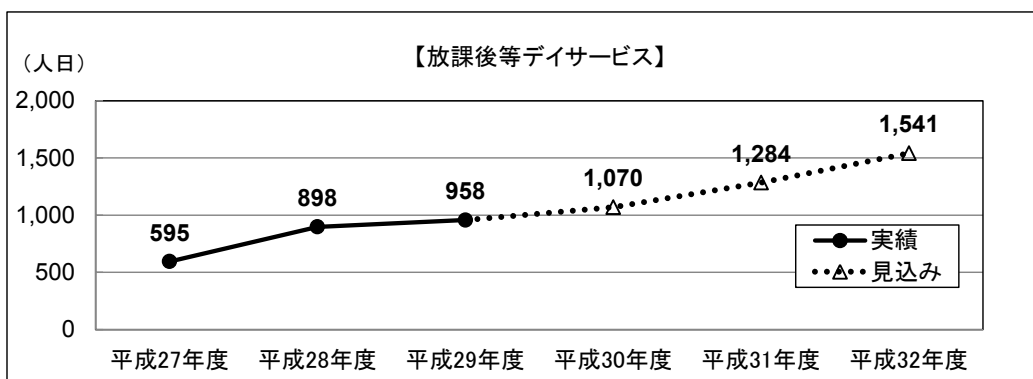
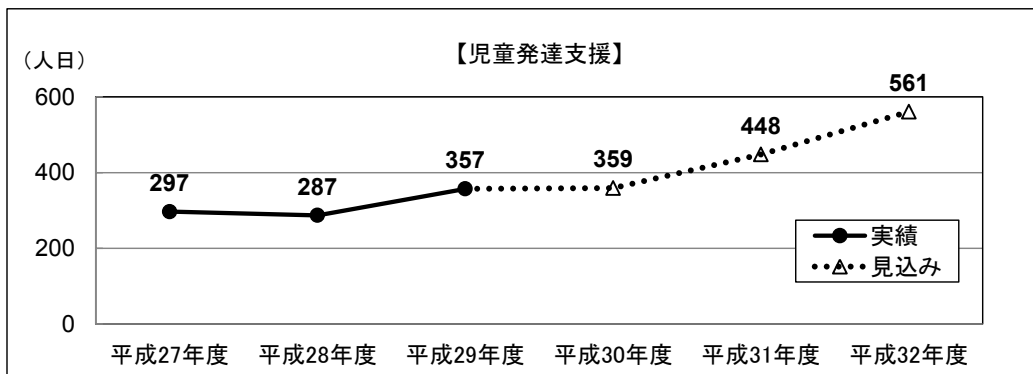
＜障がい児通所支援の見込み＞

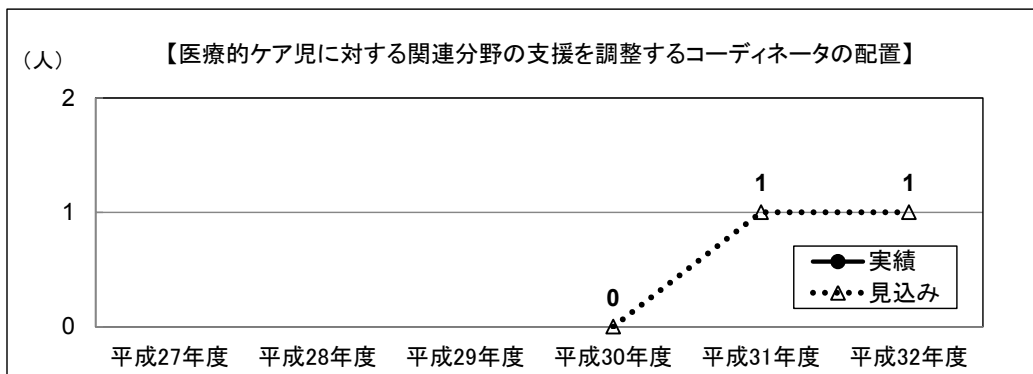
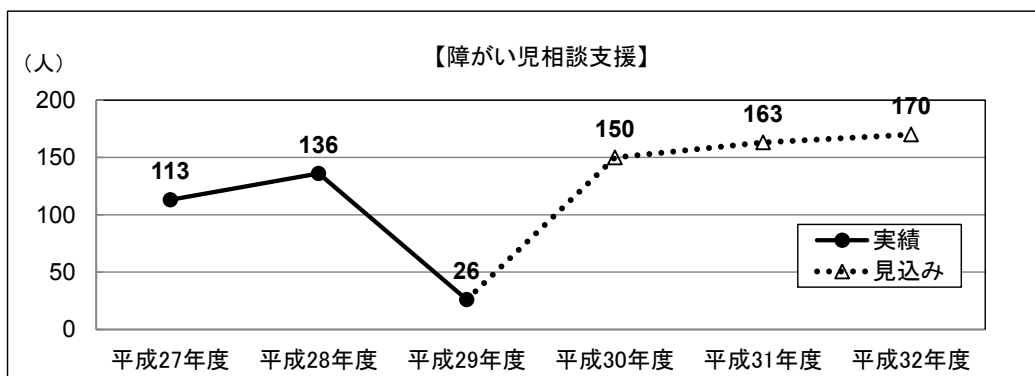
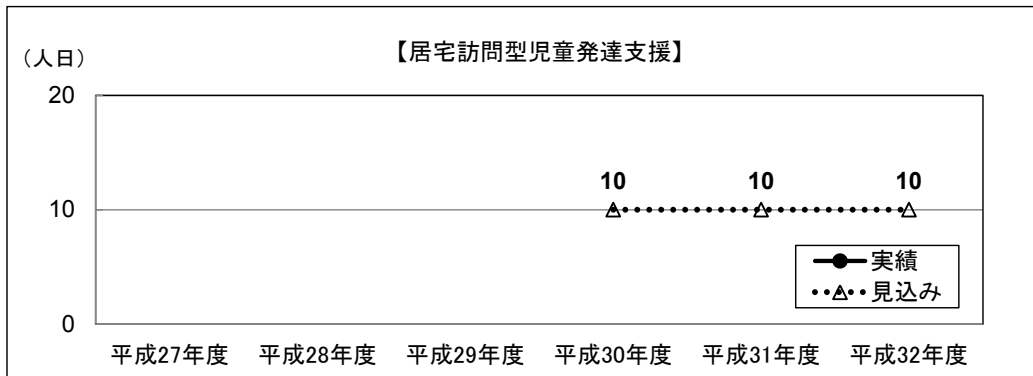
	市内事業所数	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	7	人日	359	448	561
		人	43	53	66
放課後等 デイサービス	7	人日	1,070	1,284	1,541
		人	100	120	143
保育所等訪問支援	2	人日	13	13	13
		人	12	12	12
医療型 児童発達支援	0	人日	0	0	0
		人	0	0	0
居宅訪問型児童 発達支援【新規】	0	人日	10	10	10
		人	2	2	2
障がい児相談支援	5	人	150	163	170
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を 調整するコーディネー ターの配置【新規】	-	人	0	1	1

※人日：月あたりの平均延利用日数

＜障がい児の受け入れ体制の見込み＞

	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保育所	人	26	26	26
認定こども園	人	-	-	3
地域型保育事業	人	0	0	0
放課後児童健全 育成事業	人	13	13	13





●確保方策及び具体的な方策

- 国や県の施設整備に係る補助金等の周知を行い、新規事業者の参入や既存の事業者の定員増を図ります。
- 乳幼児健診（健康課）、保育所及び学童保育所（子育て支援課）、教育機関（教務課）と連携し、障がい児の早期発見・早期支援に努めます。
- 自立支援協議会等と連携し、学校教育連絡会等を通してトータルケアマネジメント（相談支援）を軸としたサービス提供を周知していきます。
- 障がいがある子とその家庭への支援の充実に努めます。

3. 地域生活への移行と就労支援等（成果目標の設定）

（１）地域移行の推進

①福祉施設入所者の地域生活への移行

●現状と課題

居宅での生活が難しい心身に重度の障がいのある方のためにも施設入所は必要であると考えています。

●施策の方針

地域移行を進めるにあたっては、地域移行・地域定着支援給付化の活用を図り進めて行くことが目標ですが、現在利用できる事業所が市内にないため、事業所の充実に向けて取り組みます。

障がい者・児が地域で生活していけるように、障がいについての地域理解を深める取り組みを行っていきます。

事業所と連携し、障がい者・児の状況・状態を踏まえ地域への移行を検討するよう働きかけを行っていきます。

●国の目標値

《施設入所者の地域移行》

- ・平成 28 年度末時点の施設入所者の 9 %以上を地域生活へ移行

《施設入所者数の削減》

- ・平成 28 年度末時点の施設入所者の 2 %以上を削減

●施設入所者数の推移

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
87	84	83	88	90	89

各年 4 月 1 日現在

●目標値の設定

項目	第5期 目標値	考え方
平成28年度末時点の 入所者数（A）	90人	平成28年度末時点の入所者数
平成32年度末時点の 入所者数（B）	88人	平成32年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】 地域生活移行者人数 （C）	9人	平成28年度末から平成32年度末までの 施設入所から地域生活への移行見込み
	10.0%	移行割合（C/A）
【目標値】 削減見込み	2人	平成28年度末から平成32年度末までの施設入 所者の削減数（A-B）
	2.2%	削減割合（（A-B）/A）

●確保方策及び具体的な方策

- 基幹相談支援センター及び指定特定相談支援事業所と連携し、本人や家族の意向、本人の心身の状態を踏まえたうえで、共同生活援助や在宅への移行を検討するよう働きかけを行っていきます。
- 地域で生活するためには地域住民の理解が不可欠であると考えられるため、障がいの理解啓発のための活動に努めます。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

●現状と課題

精神障がいへの支援体制の強化のため、協議会やその専門部会等保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する必要があります。小郡市では精神障がい者の人数は年々増加しており、地域の一員として暮らしていけるようにするためにも地域包括ケアシステムを構築し、支援体制を強化していく必要があると考えています。

●施策の方針

精神障がい者の地域生活を支援するために、差別や偏見なく共生できる包括的な社会構築に努めます。

●国の目標値

《協議の場の設置》

- ・市町村ごとに協議会やその専門部会等保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

●目標値の設定

項目	第5期 目標値	考え方
整備か所数	1 か所	平成 32 年度末までに市において 1 か所整備

●確保方策及び具体的な方策

- 地域住民の理解を深めるためにも、広報誌・小郡市のホームページを利用して精神障がいの理解啓発に努めます。
- 包括ケアシステムを構築するため、自立支援協議会を通じ関係機関の連携強化に努めます。

③地域生活支援拠点等の整備

●現状と課題

地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する人に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があります。

●施策の方針

自立支援協議会の取り組みの中で作り上げてきた事業者間のネットワークをいかすため、地域における複数の機関で分担する「面的整備」を進めていきます。

●国の目標値

《地域生活支援拠点等の整備》 ・障がい者の地域生活を支援する拠点等を各市町村または各圏域に少なくとも 1 つを整備

●目標値の設定

項目	第5期 目標値	考え方
整備か所数	1 か所	平成 32 年度末までに市において 1 か所整備

●確保方策及び具体的な方策

- 安定した障がい福祉サービスの提供が行えるよう、不足しているサービスの把握とその確保に努めます。
- 小郡市の地域的な課題に答えられるよう、地域生活支援事業の充実に努めます。
- 自立支援協議会と連携し、安全・安心のサービス提供ができるよう、専門性の確保を推進します。

④福祉施設から一般就労への移行の推進

●現状と課題

アンケート調査の「働き方」では、臨時雇い（パート・アルバイト）、就労継続支援を利用している人が多いことが伺えます。常時雇い（正社員・正職員）は 2 割程度となっています。

また、平均収入について「5 万円未満」の割合は、身体障害者手帳所持者では 3 割程度、療育手帳所持者では 6 割程度、精神障害者保健福祉手帳所持者では 3 割、自立支援医療費支給では 2 割台半ば、福祉サービス受給者では 7 割となっています。療育手帳所持者・福祉サービス受給者は半数を超えています。

●施策の方針

就労を支援するだけでなく、継続して働いていくことができるような体制づくりを推進します。

●国の目標値

《福祉施設から一般就労への移行》

- ・平成 28 年度実績の 1.5 倍以上

《就労移行支援利用者数の増加》

- ・平成 28 年度末の実績から 2 割以上増加

《就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加》

- ・利用者の就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上

《職場定着率》【新規】

- ・支援開始から 1 年後の職場定着率を 8 割以上

●目標値の設定

◇一般就労への移行

項目	第 5 期 目標値	考え方
平成 28 年度末時点の年間移行者数	8 人	平成 28 年度の移行実績
【目標値】平成 32 年度末時点の年間移行者数	12 人	平成 28 年度実績の 1.5 倍以上

◇就労移行支援利用者数の増加

項目	第5期 目標値	考え方
平成28年度末時点の利用者数	24人	平成28年度の就労移行支援事業の利用実績
【目標値】平成32年度末時点の利用者数	29人	平成28年度末の実績から2割以上増加

◇就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加

項目	第5期 目標値	考え方
就労移行率の高い就労移行支援事業所	5割	平成32年度末において就労移行支率が3割以上の事業所が5割以上

◇就労定着率

項目	第5期 目標値	考え方
平成32年度末の職場定着率	80.0%	支援開始から1年後の職場定着率80%以上

●確保方策及び具体的な方策

一般就労へのステップとして就労移行支援、就労継続支援事業所の役割が大きいことから、これらの事業所の充実と、現在行なっている就労セミナーの継続と内容の充実を行なっていきます。

障がい者の一般就労については企業の理解が重要であり、ハローワークや障がい者就業・生活支援センターの啓発事業に協力して支援します。

就労定着の観点から、新規サービスの就労定着支援は重要と考えられるため、障がい者への周知を図り、利用を推進します。

(2) 障がい児支援の提供体制の整備

①障がい児支援の提供体制の整備

●現状と課題

障がい児支援については、特に放課後等デイサービスの利用は年々増加傾向にあります。また、関係団体へのヒアリング調査でも放課後等デイサービスは今後不足するだろうという意見が出ています。また、「早期発見の機会は充実したが支援体制を充実させるシステムや養育者のフォロー体制が不十分」や「児童発達支援については定員が埋まっており、受け入れ先がない」との意見も出ています。今後は障がい児への支援体制を充実させるため体制づくり・整備が早急に必要です。

●施策の方針

支援体制の充実のため関係機関と連携し、体制の確保に努めます。

●国の目標値【新規】

《児童発達支援センターの整備》 ・平成 32 年度末までに各市町村または各圏域に 1 か所以上設置 《保育所等訪問支援を利用できる体制の構築》 ・平成 32 年度末までに各市町村において利用できる体制を構築 《重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備》 ・平成 32 年度末までに各市町村または各圏域に 1 か所以上設置 《重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備》 ・平成 32 年度末までに各市町村または各圏域に 1 か所以上設置 《医療的ケア児のための協議の場の整備》 ・平成 30 年度末までに各市町村または各圏域に 1 か所以上設置

●目標値の設定

◇児童発達支援センターの整備【新規】

項目	第 5 期 目標値	考え方
整備か所数	2 か所	すでに目標達成できている

◇保育所等訪問支援を利用できる体制の構築【新規】

項目	第 5 期 目標値	考え方
体制の構築	2 か所	すでに目標達成できている

◇重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備【新規】

項目	第 5 期 目標値	考え方
整備か所数	1 か所	平成 32 年度末までに市において 1 か所整備

◇重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備【新規】

項目	第 5 期 目標値	考え方
整備か所数	1 か所	平成 32 年度末までに市において 1 か所整備

◇医療的ケア児支援のための協議の場の整備【新規】

項目	第5期 目標値	考え方
整備か所数	1 か所	平成 30 年度末までに市において 1 か所整備

●確保方策及び具体的な方策

○様々な障がいをもっている子のために関係機関と連携し、保育・教育・医療の提供体制の確保を図ります。「こぐま福祉会」では、既に児童発達支援センター2か所（ゆう、はぐ）を設置しています。また、「こぐま学園」「Seam」の2か所では、既に保育所等訪問支援を利用できる体制を構築しており、今後も体制の強化を図ります。

4. 障がい者・児に対する理解の促進

(1) 地域での福祉活動の推進

①ボランティア活動の推進

●現状と課題

【ボランティアの活性化】

小郡市では、既に多くのボランティア団体が組織・活動され、障がい者・児の支援を行っており、小郡市社会福祉協議会でもボランティア情報センターを通じて、ボランティア活動のきっかけづくり（ボランティア養成講座等）を行っています。

しかし、ボランティア活動を維持・拡大していく上で、「人材の確保」「会員の高齢化」「活動資金の不足」をあげる団体が多く、更なるボランティアへの支援が欠かせません。

【ボランティアの育成】

小郡市では自発的活動支援事業（障がい児スクール）においてボランティアの募集と受け入れを行い、ボランティアの育成を図っています。しかし、まだまだボランティアの担い手が不足しているとの意見が関係団体へのヒアリング調査ではあがっています。今後も人材の育成を進める必要があります。

【ボランティア体制の整備】

現在、ボランティア情報センターにおいて、ボランティア登録や斡旋を行っています。今後は、ボランティア活動を広く普及させるための取り組み作りが必要とされています。

●施策の方針

ボランティア活動を推進していくために住民が参加しやすい環境づくりや情報提供を推進します。

●具体的な取り組み

○小郡市社会福祉協議会と連携し、ボランティア情報センターにおいて、ボランティア情報の収集・発信と、ボランティアをしたい人と求める人をつなぐコーディネート機能の充実を図ります。

○小郡市社会福祉協議会と連携し、ボランティア情報センターにおいて、ボランティアの担い手と交流を図り、情報交換を行います。また、ボランティア養成講座を開催し、その周知と参加を呼びかけます。

○ボランティアをしたい人の状況にあったボランティアメニューを作成し、気軽に参加できるボランティア活動の提案を行っていきます。

○障がい者・児への理解を促進する啓発・研修会を行い、ボランティア活動への理解が得やすい環境づくりに努めます。

5. 防災対策の推進

(1) 防災対策の推進

①防災体制の整備

●現状と課題

アンケート調査の結果をみると、災害が起きた場合に心配なことは身体障がい者では「安全な場所への迅速な避難」、知的障がい者、障がい福祉サービス受給者証所持者では「避難所での対応」、精神障がい者、自立支援医療費受給者では「薬の入手」等が最も高くなっています。

また、前回の調査（平成 26 年度）と比べて、これらの心配事の割合は高くなっています。近年、地震や豪雨等の災害が発生したことから、災害への不安が高まっていると考えられます。障がいの種類によっても心配事は様々なため、解消するためにも各障がいにあった対応が必要です。

関係団体へのヒアリング調査でも、災害時の避難場所での情報提供の配慮や連絡体制の強化、避難所へのヘルパーの配置等が必要との意見があがっており、災害時の障がいのある方への適切な対応が求められています。

そのため、安全な場所へ迅速に避難するために発災時の避難等に支援を必要とする人を事前に把握し、主に地域で安否確認を行うために避難行動要支援者名簿を作成・配布し、災害時における安否確認等必要な支援を行うために活用していく必要があります。

なお、名簿登録者にも日頃から“自分でできることは自分で”という意識啓発とともに、災害時に支援が必要な障がい者・児等のニーズに沿った対策を進めていくことが重要です。

●平成 27 年度～平成 29 年度の活動内容

平成 28 年度に自立支援協議会のネットワーク会議で防災対策についての研修を行い、災害発生時に自助・互助・共助の視点で個人、団体、事業所として何をすべきか議論を行いました。

また、平成 28 年度から地域での困り事や悩みを早期に発見し必要な関係機関につなぐとともに、地域での孤立や事故を防止するために、障がい者の見守り支援台帳の登録を開始しました。

さらに、小郡市地域防災計画をもとに障がい者に配慮した支援が行えるよう市内の関係機関に協力を依頼し、災害時における災害応援活動に関する協定書、災害ボランティアセンターの設置における協定書、福祉避難所の設置運営に関する協定書締結を行いました。

災害時における災害応援活動に関する協定書締結	社会福祉協議会、小郡手話の会 サポネットおごおり
災害ボランティアセンターの設置における協定書締結	社会福祉協議会
災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書締結	本間病院、蒲池病院、三沢長生園 小郡池月苑、ケアハウス小郡

●施策の方針

日頃から災害発生時の円滑な避難行動に備える活動を進め、助け合い、支え合える体制づくり、また避難所での生活の不安を取り除き、安心して避難所へ避難できるように取り組みます。

●具体的な取り組み

【災害情報を正確に提供するために】

○防災行政無線やメール配信等、障がいの特性に応じて、災害情報等の伝達手段の整備・確保を進めるとともに、災害発生情報や避難情報を迅速かつ的確に提供します。

【迅速に安全な場所に避難するために】

○日頃から声をかけあえる近隣の関係づくりを推進します。

○災害発生時、避難行動要支援者の情報について、該当者の個人情報保護に配慮しながら、避難支援等に必要な限度で提供し、地域全体で対応・共有できる体制づくりを進めます。

○災害発生時、避難行動要支援者名簿の作成や情報提供・共有についての理解と協力を求めます。

○定期的に防災訓練や講習会を実施し、避難方法や経路を確認します。その際に、事業所や関係団体と連携し、障がい者・児の積極的参加を促します。

【避難所での不安の解消のために】

○災害発生時に指定避難所での生活が困難な障がい者・児等の受け入れ先となる福祉避難所として、医療機関・民間福祉施設の活用協議を行っていきます。

○避難所での支援に対し、災害救援ボランティアを積極的に受け入れ、連携しながら、多様な支援ニーズに対応していきます。

○避難場所になっている施設においては、障がい者・児との意思伝達が図れるようなコミュニケーション支援について検討します。

○避難所で安全に不安なく過ごすことができるように、できる限り物資の確保に努めます。

第6章 計画の推進体制

1. 計画の周知

この計画を市民にお知らせし、障がい者・児への理解を普及しながら、障がい者・児の豊かな地域生活の実現に努めていきます。

2. 計画の推進体制の確立

計画の推進体制においては、保健・福祉・教育・就労等さまざまな関係機関の連携により推進していく必要があります。こうしたことから自立支援協議会を中心に関係機関と相互に連携しながら、障がい者・児のライフステージに応じた支援を行い、障がい者・児が住み慣れた地域で安心して、生きがいをもった生活を送れるよう、計画の推進体制を確立します。

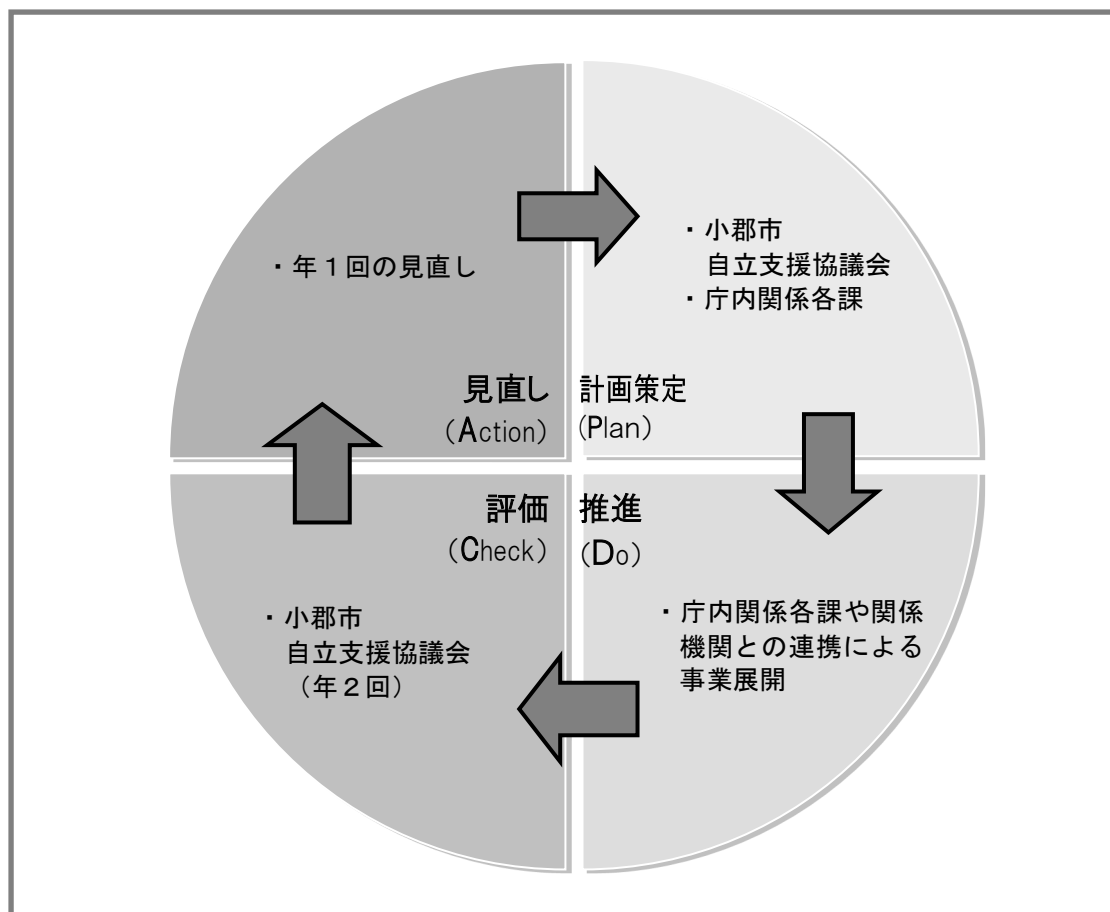
3. 国・県及び近隣市町との連携

本計画は、広域的に対応しなければならない施策もありますので、広域における障がい福祉サービス等の状況を踏まえながら、国・県や近隣市町と連携し計画の推進を行います。

また、国や県等の動向を把握しながら、計画の弾力的な運用を行うとともに、障がい者・児の多様化するニーズに対応するため、国・県・近隣市町との連携を図ります。

4. 計画の進捗管理と点検について

本計画の進捗状況を把握・管理するために、保健福祉部福祉課内において本計画に掲げる各サービスにおける毎年の実行状況を整理し、小郡市自立支援協議会において1年に2回、計画の進行状況の点検や評価を行い、1年に1回計画の見直しについて検討します。



5. 障がい福祉サービスの内容について

サービス名		内容
訪問系サービス	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出によって必要とされる視覚的情報の支援や移動の援護等の支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や、外出支援を行います。
	重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	自立訓練（機能訓練）	身体障がい者を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
	自立訓練（生活訓練）	知的障がい者・精神障がい者を対象に、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
	就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型）	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。B型では、企業等やA型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やA型利用に結びつかなかった人等を対象とします。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気等の場合等に短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連携やそれに伴う課題解決に向けて、必要となる支援を実施します。

サービス名		内容
居住系サービス	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行うサービスです。
	共同生活援助（グループホーム）	地域において自立した日常生活を営む上で相談等の援助が必要な障がい者が対象です。家事等の日常生活上の支援、相談支援や関係機関との連絡調整等必要なサービスを提供します。
	施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。
相談支援	計画相談支援	障がい者またはその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況やおかれている環境、サービスの利用意向、その他の事情等を勘案し、サービス等利用計画等を作成します。
	地域相談支援（地域移行支援）	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を供与します。
	地域相談支援（地域定着支援）	施設や病院から地域生活へ移行した障がいのある人や一人暮らしへと移行した障がいのある人等が、安定的に地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談等対応に必要な便宜を供与します。
障がい児支援サービス	児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児が対象となります。日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うものです。
	医療型児童発達支援	肢体不自由（上肢、下肢または体幹の機能障がい）があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対して、児童発達支援及び治療を行うものです。
	放課後等デイサービス	幼稚園、大学を除く学校に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障がい児の自立促進の支援を行います。
	保育所等訪問支援	現在利用中又は利用する予定の保育所、幼稚園、小学校その他の集団生活を営む施設において、適応のための専門的な支援を必要とする場合に、安定した利用ができるよう当該施設を訪問し支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にあり、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うものです。

サービス名		内容
障がい児支援サービス	障がい児相談支援	通所サービスを利用する障がい児の障がい児支援利用計画案作成及びサービス等の利用状況の検証や見直しを障がい児相談支援事業者が行います。
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児等コーディネーターとして養成された相談支援専門員の市内の相談支援事業所における配置人数。コーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援を包括的に行い、協議の場に参画し、地域における課題の整理を行いながら医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。